

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

(風早 ひさお)

整理番号	使途項目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費
1	本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		備考 事務所電気代(1/12~2/7)

電気ご使用量のお知らせ

風早 ひさお事務所 様
いつもご利用いただきありがとうございます。

本書作成年月日
令和 5年 2月 8日

お客様番号 08446374010121
今回検計日 2月 8日 次回検計日 3月 8日
供給地点特定番号 (1) 0600844637401012120000

年月分 5年 2月分
ご請求金額 8,355円
ご使用期間 1月12日~ 2月 7日
お支払期限日 3月10日

ご契約種別1 低圧電力 4kW
ご請求金額 8,355円
力率 90%

当月ご使用量 366kWh
ご参考 前年同月ご使用量 (期間 1月12日~ 2月 7日) 219kWh

当月指示数 06539.8
前月指示数 06173.5

(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭
基本料金	4,312	00	再エネ促進賦課金	1,262	00
力率修正額	-	215	消費税等相当額再掲	759	00
その他季料金	4,739	70			
燃料費調整額	-	1,742	16		

計器番号 282

ご契約種別2 ***** ご請求金額 *****

(内訳) 円 銭 (内訳) 円 銭

低圧電力	(参考) 託送料金相当額(再掲) うち賠償負担金相当額 及び廃炉円滑化負担金相当額	3,165円 84円18銭
------	---	------------------

※託送料金相当額は、低圧託送料金平均単価を基に算定した参考値です。

5年 2月分 ご請求に関するお知らせ

クレジット支払
電気料金はカード会社からの請求となります。
なお、カード会社の締切日と当社の検針日等の都合により、カード会社から2ヶ月分をまとめて請求する場合がありますのでご容赦ください。

電気料金領収済のお知らせ

ご契約種別		
年月分		
領収金額	*****	*****
消費税等相当額(再掲)		
ご使用期間		
ご使用量		
振替日		

口座名義
店舗
口座番号

印紙税申告書
付につき北
税務署承認済
◎口座振替による領収の場合、お客さま情報保護の観点から、ご口座情報につきましては、お客さまからのご希望がある場合のみ記載しております。なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
<ご使用場所> 宝塚市伊予志4丁目1-1北極ビル2F

単価名称	月分	低圧電力	
		1kWhにつき	
燃料費調整	当月分	-4円76銭	
	翌月分	-4円76銭	
再エネ発電促進賦課金	当月分	3円45銭	

ポイント残高

2023年03月15日作成

(例) From AQUA 6本セットで「1口」のお申込みの際は、「口数」を「1」と記入ください。

Table with columns: 商品番号, 商品名, ポイント数, 口数, 計. Includes a total row for 引換ポイント計.

※毎月10日時点の残高を表示しております。
※お申込み後のキャンセルはいたしかねます。
2000-0020-4313-5013
申込用紙は下記の郵送先にお送りください。
商品交換のご案内は、JRE POINT WEBサイト(www.jrepoint.jp)をご覧ください。
【郵送先】〒370-8691 高崎郵便局 私書箱2号
ビューカード会員専用商品交換申込デスク

風早 寿郎 様

120275120-1-S21V 0004 100000
001/002-0051952 1C2A0025976#

1921011000495783-2303

ビックカメラSuicaカードご利用代金明細書

いつもクレジットカードをご利用いただき誠にありがとうございます。
今月のご利用代金の明細をご案内申し上げます。

枚数 1枚 / 2枚 作成日 2023年03月15日

Table with columns: 会員番号, お支払額, お支払日. Values: 43,367円, 2023年04月04日.

Table with columns: 金融機関, 支店, 口座番号, 口座名義, お支払方法. Includes a checkbox for 口座振替.

Table with columns: ご利用可能枠, 内割賦枠, ご入会年月. Values: 500,000円, 500,000円.

※口座へのご入金はお支払日の前日までにお願いいたします。
※個人情報保護のため、会員番号と口座番号を一部非表示としています。

自動振替ができない場合のお支払方法のご案内

Table with columns: 金融機関, 銀行, 支店, 口座番号, 受取人. Includes a QR code for payment details.

一紙によるご利用代金明細書の有料化について
2023年2月のお引落分より、紙の明細書は有料(1通あたり99円(税込))
となりました(今回の交付手数料は、次回の明細書にてご請求いたし
ます)。
一部有料対象外の条件など、詳細は当社ホームページをご確認ください。



ビックポイント数のご確認方法について

ビックカメラ以外でのクレジット利用で貯まったビックポイント数は、ビックカメラ
ホームページ[www.biccamera.com]右下にございます「ビックポイント」の
「ポイント残高確認」からご確認いただけます。

※ご契約署名(フリガナ)+「お問い合わせ番号」でのお振り込みをお願いいたします。
※明細書が作成された後に、当月分を金融機関およびATM(VIEW ALTTE)からご入金された場合、口座からの引
換手数料が異なりますので、ご注意ください。詳しくは各金融機関へお問い合わせください。

2. 当社ATM(VIEW ALTTE)からのご入金
お支払いにつきましても、当社ATM(VIEW ALTTE)でご入金が出来ますので、ぜひご利用ください。
※ご入金は6:00~23:00です。(一部お取扱い時間の短いコーナーがあります)※紙幣は50枚(最高50万円)まで入
でできます。50枚(50万円)を超える場合には、「1. 金融機関からのお振り込み」にてご入金ください。※硬貨でのご入金
できませんのでご了承ください。

ポイントのご案内

JRE POINT番号 ※JRE POINT WEBサイトの登録や、ポイント移行の際に必要な番号です。
※状況により、番号が表示されない場合がございます。その場合はお手数ですがVIEW's NETにてご確認ください。

Table with columns: ポイント数, ポイント残高, 有効期限. Values: 0, 2025年02月28日.

※毎月10日時点の残高を表示しております。
※ビューカードを複数お持ちの場合、ポイント数はお持ちのカードの合計が表示されます。
※JRE POINTカードをおまとめしている場合は、ビューカード以外で貯まったポイントも合算して表示されます。
※期間限定ポイントの有効期限は、直近のものを表示しております。内訳はJRE POINT WEBサイトにてご確認ください。
※ビックポイントについては、ビックカメラグループポイントサービスセンターへお問い合わせください。

交換申込方法

- 1 インターネット (JRE POINT WEBサイ
www.jrepoint.jp
2 JRE POINT商品交換ダイヤル
03-6685-4000(6:00~23:00)
ダイヤル回線をご利用のお客さまは、サービスをご利用
前に、トーン信号に切り替えてからご利用ください。
3 郵送
JRE POINT商品交換申込用紙にご記入の上、封書に
お送りください。

Table with columns: 今回獲得内訳, ポイント対象金額, ポイント数. Includes a section for 今回獲得.

JRE POINT交換商品について詳しくは
JRE POINT WEBサイト
www.jrepoint.jp/item/list/をご覧ください。

明細書についてのお問い合わせ先 お問い合わせの際は、会員番号(16桁)と暗証番号が必要になりますので、あらかじめお手持のカード番号をご確認ください。

株式会社ビューカード ビューカードセンター
〒141-8601 東京都品川区大崎1-5-1 ☎03(6685)7000 受付時間 9:00~17:30
カードを紛失された場合はこちらにお電話ください 紛失盗難デスク ☎03(6685)4800 [24時間年中無休]

当社が契約する指定紛争解決機関の名称
日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

(風早 ひさお)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
2	本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである	案分率
		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
		備考
		事務所賃借料(+振込手数料)(4月分)
	!023年04月05日 110,000円	送金 IB 1) 柳井外 手数料
	!023年04月05日 165円	

	貸主
○	借主

賃貸借契約書

(事業用)

物件所在地 宝塚市伊子志4丁目1-1

物件名称 北極ビル

部屋番号 2F

契約者

兵庫県議会議員 風早ひさお事務所 殿

契約締結日 令和 3年 7月 28日

建物賃貸借契約書（事業用）

貸主 有限会社 北極ビル（以下「甲」という。）と

借主 兵庫県議会議員 風早ひさお事務所（以下「乙」という。）

とは、甲の所有する建物について次の通り建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

I, 標記

(1) 賃貸借の目的物

所在地	宝塚市伊子志4丁目1-1
物件種類	店舗・事務所
物件名称	北極ビル 2階
構造	鉄骨造 3階建
床面積	約 70.00㎡
付属設備	
(備考)	

(2) 賃貸借期間

始期	令和 3年 9月 1日より
終期	令和 5年 8月 31日までの 2年間とする。

(3) 礼金・敷金・賃料・共益費

		金額
礼	金	0円也
敷	金	0円也
賃	料	110,000円也
	消費税(10%)	(賃料 100,000円・消費税 10,000円)
共益費・店舗管理費		賃料に含む円也
支払方法		毎月末日までに翌月分を家主指定の口座に振込むものとする。

※振込手数料は借主負担となります。

※消費税率が変更になった場合はそれに準じて変更になります。

[振込先]

フリガナ	ユ) ホッキョクビル
宛 名 名 義	有限会社 北極ビル
金 融 機 関 名	
預 金 種 類	
口 座 番 号	

(4) 連帯保証人

連帯保証人	住所			
	氏名		年 齢	歳
	職業		乙との関係	

II, 契約条項

(目的および用途)

第1条 甲はその所要する標記物件(以下「本物件」という。)を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約す。

2, 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借契約は、標記のとおりとする。

甲および乙は、相手方に対して更新拒絶、解約の通知、若しくは条件変更の通知がない場合は、契約期間の満了日の翌日から起算して2年間本契約は、従前の条件と同一の条件により更新されるものとし、更新された契約についてもまた同様とする。

(賃料等)

第3条 賃料および管理費は、標記のとおりとする。

2,乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。

3,乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに甲方に持参して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込により支払うものとする。但し、振込にかかる費用は乙の負担とする。

4,契約期間が1ヶ月未満の場合、賃料は日割計算とするが、解約時の1ヶ月未満の日数に対する賃料は、月単位とし日割計算しないものとする。

5,賃料の改定は、公租公課その他の負担の増減・経済情勢の著しい変動・近隣建物の賃料等の比較等により、本条標記(3)の賃料が不相当となったときは、甲・乙協議の上 改定することができる。

(礼金・敷金)

第4条 甲は、礼金として 金、~~〃~~ 円也を本契約締結時と同時に一時金として取得するものとする。尚本契約締結後、礼金は返金されない。

2,本契約が終了し、乙が本物件を完全に明渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した敷金、金、~~〃~~ 円也を無利息で返還するものとする。

但し、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他の本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、随時、対等額で標記敷金をこれらの債務に充当することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。

3,乙は本契約期間内において、賃料その他の債務と敷金を相殺することはできない。

4,乙は、この敷金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または敷金を他の債務の担保に供してはならない。

5,敷金なしの場合上記2項の債務等がある時、甲はその内訳を乙に明示し別途乙は退去時

速やかに支払うものとする。

(本物件内の造作等)

第5条 本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。但し、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議の上 決定する。

2.乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは直ちに通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情の申出があったときは乙の責任において速やかにこれを解決しなければならない。

(設備・造作の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定める事の墓、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得た後に着手しなければならない。

2.物件内の造作、間仕切、建具等の新設または模様替え電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等本物件の外表面(出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む)での商号、商標、その他の表示。

3.前2項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とし、本物件内の付属品の損耗による修理および付属機械設備等の修理は、乙の負担において行う。

2.乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときは、速やかに甲に通知しなければならない。

3.乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法について予め甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または、甲・乙の責によらない電気・ガス・給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面より甲に届け出なければならない。

- ①乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
- ②乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき。
- ③または連帯保証人が破産したとき。
- ④標記に記載した入居者に変更のあるとき。
- ⑤乙または連帯保証人が死亡したとき。
- ⑥乙または連帯保証人の住所・氏名・電話番号が変更になったとき。
- ⑦1ヶ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。
- ⑧本物件を毀損または滅失したとき。
- ⑨出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(許可が必要な事項)

第11条 乙は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、予め甲の書面による承諾を得なければならない。

大型金庫、大型書庫、ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等するとき。

(禁止事項)

第12条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- ①本物件の全部または一部について賃借件を譲渡すること。
- ②本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- ③本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- ④本物件において犬、猫等動物の飼育をすること。
- ⑤本物件の模様替え、その他工作を加えること。
- ⑥敷地内に工作物を築造し、又は敷地の原況変更すること。
- ⑦本物件において 事務所 としての目的以外の使用をすること。

(第三者同居の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第14条 甲または甲指定の管理人その他の甲の指定する者は、建物の保全、衛生、防犯防火、救護その他建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入りこれを点検し適宜の措置を講じることができる。

2.前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合 甲は事後速やかに乙に報告するものとする。

3.前2項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第15条 乙が次の各号に該当したときは、甲は、何ら催告なしに本契約を解除することができる。

- ①第1条の使用目的に違反したとき。
- ②第3条の賃料の支払を2カ月以上滞納したとき。
- ③第11条(許可が必要な事項)のいずれかに違反したとき。
- ④第12条(禁止事項)のいずれかに違反したとき。
- ⑤第13条(第三者同居の禁止)の規定に違反したとき。
- ⑥(反社会的勢力の排除)暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者もしくは、その構成員(以下総称して「反社会的勢力という」)である事実が判明したとき。
又は、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結した場合や反社会的勢力を居住させたり、反復継続して出入りさせたとき。
- ⑦本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供したとき。
- ⑧本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を与えたとき。
- ⑨その他本契約に関し重大な義務違反があったとき。

(契約の終了)

第16条 次の各号に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- ①天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の使用が不可能になったとき。
- ②法令等の公権力の公使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第17条 甲が、本契約を解除しようとするときは、解約日の(6)ヶ月前までに乙に書面で予告しなければならない。

乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の(2)ヶ月前までに甲に書面で予告しなければならない。

但し、乙は、予告に代えて賃料および共益費の(2)ヶ月前相当額を支払い即時解約することができる。ただし解約時における賃料等の日割計算はしないものとする。

(明渡し)

第18条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の消耗を除き、本物件を原状に回復しなければならないものとする。

2,乙は、明渡しに際し、乙の費用で本物件に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。

3,乙は、明渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請

求をすることはできない。

4,乙は、明渡しが遅滞したときは、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

5,本契約満了後、乙が本物件に残置した物については、乙の費用で甲は処分できるものとする。

(連帯保証人)

第19条 連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき連帯して履行の責めを負う。

但し、保証金額は月額賃料の10カ月分を上限とします。

2,乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付するものとする。

(総則)

第20条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者契約を締結するものとする。

(消費税)

第21条 乙は、第3条に定める賃料および共益費、第4条第2項の解約時控除金および第18条第4項の損害金について、消費税としてそれらの10%相当額を負担するものとする。尚解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約時に標記の保証金と共に、甲に支払うものとする。(消費税が改定された場合はそれに準ずるものとします。)

(協議事項)

第22条 本契約に定めがない事項、または、本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(乙から連帯保証人への委任)

第23条 乙は、連帯保証人に対して次の各号のいずれかに該当した場合に限り、本契約を解除する権限並びに解除に伴う本契約の明渡しをする件、及びこれに関する一切の権限を委任します。この場合、乙は連帯保証人が行った行為に対して一切の不服申し立てないほか連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしません。

- ①乙が賃料等の支払を2カ月以上滞納し又は度々遅滞した場合で、甲の催告によってもその支払をしない場合
- ②乙が、甲への届け出をせずして所在不明のまま60日経過したとき。
- ③乙が死亡又は破産その他の事由により本契約の履行が困難な状態に陥ったとき。

(2) 乙は本契約の存続する限り前項の委任を解約することはできない。

(特約条項)

第1項、本契約は、8月分の賃料をフリーレントとします。

第2項、乙は、改装する際 事前に設計図や仕様書を承諾を得てから行うものとします。
又、看板の設置も同様とします。

第3項、乙は、階下に音や振動を緩和するように施しをして下さい。万が一、近隣とトラブルになった場合は、誠意をもって対応し解決するようお願いいたします。

第4項、廊下や階段など共有部分に荷物を置かないようにして下さい。

第5項、エアコン(2基)・瞬間湯沸かし器は残置物の為 使用可能ですがメンテナンスや故障した場合の修理費・交換費用は乙の負担となります。

第6項、産業ゴミは、指定業者に依頼し速やかに搬出するものとします。

第7項、乙は、契約締結と同時に自己所有の動産および入居中に起こりうる事故に対応する火災保険(借家人賠償責任保険付等)に加入するものとします。

第8項、解約する場合は、原状回復の上 退去するものとします。

第9項、1年未満に解約する場合は、短期解約違約金として賃料の2ヶ月分が必要になります。

第10項、水道代は賃料に含まれますが、使用量が多い場合は別途水道代の請求を発行しますので賃料と合わせてお振込みお願い致します。

以上

本契約を証するため本書式通を作成し、各自署名捺印の上、
各々その書通を保有する。

令和 年 月 日

貸主(甲) 住所 宝塚市伊子志4丁目1-1

氏名 有限会社 北極ビル



借主(乙) 住所 [Redacted]

氏名 風早 寿郎



連絡先 [Redacted]

連帯保証人 住所

氏名

連絡先

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

(風早 ひさお)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
3	本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		自動車リース料(4月分)
		備考
!023年04月07日 44,330円		振替 行"ミツクジ"外


自動車リース契約書

契約日	2022年07月14日
契約番号	SL2202689600
保証番号	0151722-001


借借人 (甲)

風早 寿郎 個人契約のお客様は自署のうえ押印願います。

(住所) [Redacted]

(氏名) 風早 寿郎 

貸貸人 (乙)

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
住友三井オートサービス株式 

取締役社長 佐藤 計

連帯保証人

個人連帯保証人は自署のうえ押印願います。

(住所)

(氏名) 

印 個人契約のお客様は自署のうえ押印願います。

連帯保証人

個人連帯保証人は自署のうえ押印願います。

(住所)

(氏名) 

保証委託会社 (丙)

東京都墨田区両国二丁目10-14
出光クレジット株式会社
TEL:03-5624-7289

上記の者は、次のとおりリース契約を締結し、その証として本書2通を作成し、各自記名押印のうえ甲及び乙が各1通を保有します。



契約要目表

欄	事項	摘要						
(1)	リース車	車名	ダイハツ	排気量	660cc	4人乗	最大積載	Kg
		台数	1台	型式	5BA-LA650S-GBGZ	車体色	プラムブラウンクリスタルマイカ	
		付属品	パナモーター対応純正比、スーパーウインドリザーブコート、標準付属品、乗り出し楽々プランA、D-LUXコネク*					
		架装品	有彩色:プラムブラウンクリスタルマイカ、右側ハラスライト*					
	車台番号	物件受取証記載のとおり	登録番号	物件受取証記載のとおり				
	使用の本拠地	風早 寿郎						
(2)	リース期間	期間	60ヶ月	月間予定走行距離	1,000km			
	納車予定日	2022年10月07日						
(3)	リース料	一回当りリース料	リース料 (1ヶ月分)	¥40,300.-	前払リース料	なし		
			消費税等	¥4,030.-				
		合計	¥44,330.-					
	支払方法	第1回分から第60回分まで	支払方法	口座振替				
		支払期日	各月翌月7日	支払方法	※※※※※※※※※※			

欄 事 項		摘 要			
(4)	リース料 明 細	リース料に 含む費用	<input type="checkbox"/> 車両代 (架装品等含む) <input type="checkbox"/> 自動車税環境性能割 <input type="checkbox"/> 自動車税種別割 <input type="checkbox"/> 自動車重量税 <input type="checkbox"/> 自賠責保険料 <input type="checkbox"/> 登録諸費用		
			<input checked="" type="checkbox"/> 自動車保険料 (明細は要目表 (5) 記載) <input type="checkbox"/> メンテナンスサービス費用 (内容は要目表 (6) 記載) <input checked="" type="checkbox"/> 事故処理サポート		
(5)	自 動 車 保 険	保険会社	代 理 店		
		保険種類	車両保険の種類		
		保険金額 (万円) (円)	対人賠償 対物賠償 対物免責 対人傷1名 搭傷1名	用途車種 保険形態 料率クラス 車両 対物	対人 傷害
		特 約	車両保険金額(万円) 1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目 9年目 車両免責(万円)		
(6)	メ ン テ ナ ンス サービス	<input type="checkbox"/> スケジュール点検 6ヶ月毎 <input type="checkbox"/> 法定点検整備 <input type="checkbox"/> 継続車検整備 <input type="checkbox"/> 一般整備・故障修理 (ロードサービス) <input type="checkbox"/> エンジン・オイル・フィルター (オイルエレメント含む) <input type="checkbox"/> バッテリー交換 必要回数 <input type="checkbox"/> パンク修理	<input type="checkbox"/> タイヤ交換 夏タイヤ 必要本数 冬タイヤ 必要本数 ホイール 4本 <input type="checkbox"/> 基本代車 <input type="checkbox"/> 車検代車 <input type="checkbox"/> 整備代車 <input type="checkbox"/> 事故代車	メンテナンス特約	
		<p>・残価精算基本額 < ¥ 455,000. - ></p> <p>・甲は、リース期間満了時の車両の取扱いについて、リース期間が満了する2ヶ月前までに次のいずれかを選択し、乙に対し通告をします。</p> <p>(1) 車両を、残価精算基本額 (消費税等別途) で乙より買い取る。</p> <p>(2) 車両を乙に返還し、残価精算する。</p> <p>(3) 再リース契約を締結する。</p> <p>・甲は、前項 (1) を選択する場合、本契約の満了日までに別途乙との間で車両の売買に関する契約を締結するものとし、引渡し、危険負担その他売買条件は当該契約の定めに拠るものとします。</p> <p>・甲は、車両を乙に取戻し、残価精算する場合は、残価基本額のほか次の金額及びそれに対する消費税等を本契約の満了日までに乙に対して支払うものとします。</p> <p>(1) 残価精算手数料 5,000円</p> <p>(2) リリース期間満了日の属する年度における未経過期間分の自動車税種別割相当額</p> <p>(3) リリース期間満了日の他前項に基づく乙への支払いを全て完了した場合でも、本契約に基づくリース料その他甲の乙に対する債務が弁済されていない場合、車両の所有権は当該債務が全て弁済されるまで乙が留保するものとし、甲の責任と負担において実施するものとし、移転登録にあたって自動車税環境性能割が課される場合は甲がこれを負担するものとします。</p> <p>・甲は、本契約に関する税務、会計上の処理を自らの判断と責任により行うものとし、乙は、その結果について連帯保証人が丙に委任し、丙が受託する連帯保証の保証総額は次のとおりとします。</p> <p>・甲及び連帯保証人が丙に委任し、丙が受託する連帯保証の保証総額は次のとおりとします。</p> <p>保証総額 < ¥ 2,873,000. - ></p> <p>(うちリース期間満了時の車両の残価 < ¥ 455,000. - >) 及び消費税等</p> <p>・通知義務</p> <p>甲は以下各事項が発生し、またはそのおそれがある場合は直ちに書面によりこれを乙に通知します。</p> <p>住所、氏名、勤務先、連絡先に変更があったとき。</p> <p>以下余白</p>			
(7)	特 約	<p>・残価精算基本額 < ¥ 455,000. - ></p> <p>・甲は、リース期間満了時の車両の取扱いについて、リース期間が満了する2ヶ月前までに次のいずれかを選択し、乙に対し通告をします。</p> <p>(1) 車両を、残価精算基本額 (消費税等別途) で乙より買い取る。</p> <p>(2) 車両を乙に返還し、残価精算する。</p> <p>(3) 再リース契約を締結する。</p> <p>・甲は、前項 (1) を選択する場合、本契約の満了日までに別途乙との間で車両の売買に関する契約を締結するものとし、引渡し、危険負担その他売買条件は当該契約の定めに拠るものとします。</p> <p>・甲は、車両を乙に取戻し、残価精算する場合は、残価基本額のほか次の金額及びそれに対する消費税等を本契約の満了日までに乙に対して支払うものとします。</p> <p>(1) 残価精算手数料 5,000円</p> <p>(2) リリース期間満了日の属する年度における未経過期間分の自動車税種別割相当額</p> <p>(3) リリース期間満了日の他前項に基づく乙への支払いを全て完了した場合でも、本契約に基づくリース料その他甲の乙に対する債務が弁済されていない場合、車両の所有権は当該債務が全て弁済されるまで乙が留保するものとし、甲の責任と負担において実施するものとし、移転登録にあたって自動車税環境性能割が課される場合は甲がこれを負担するものとします。</p> <p>・甲は、本契約に関する税務、会計上の処理を自らの判断と責任により行うものとし、乙は、その結果について連帯保証人が丙に委任し、丙が受託する連帯保証の保証総額は次のとおりとします。</p> <p>・甲及び連帯保証人が丙に委任し、丙が受託する連帯保証の保証総額は次のとおりとします。</p> <p>保証総額 < ¥ 2,873,000. - ></p> <p>(うちリース期間満了時の車両の残価 < ¥ 455,000. - >) 及び消費税等</p> <p>・通知義務</p> <p>甲は以下各事項が発生し、またはそのおそれがある場合は直ちに書面によりこれを乙に通知します。</p> <p>住所、氏名、勤務先、連絡先に変更があったとき。</p> <p>以下余白</p>			

! 自動車保険の種類・内容をご確認ください。
 要目表 (4) のリース料に含む費用欄にて「自動車保険料」に○印が付いている場合、必ず、要目表 (5) に記載されている自動車保険の種類や付保内容がお客様の意向と相違ないかご確認のうえ、相違ない場合にのみ上記賃借人欄に記名押印してください。



- 1. 車両の納期を遅れた時から運送までに生じた損失又は取損等による危険はすべて甲が負担するものとし、天災地災、盗難、物品の損傷等その他のこの責めに帰すべき事由により車両が滅失又は修理不能となり使用不能となった場合は、甲は直ちに、その時点までのリース料を完済するほか、未返還の残存リース料総額と残債との合計額に相当する費用のうち未返還費用合計を控除した金額（法人扱えば車両の売買があったものとして所有の金額を計算する場合は未払消費税等相当額を含む、以下「未返還費用」という）を一括して乙に支払います。
- 2. 前項の場合、車両が存在するときは、甲は、この指定する期日及び場所に持ち寄り運送するものとします。
- 3. 乙が車両保険金の支払いを受けたときは、乙はこの受領金額を限度として甲が支払うべき未返還費用に充当することができるとします。
- 4. 甲又は甲の指定する者が車両保険金の支払いを受けたときは、受領した金額すべてを乙に返還するものとし、乙はこの受領金額を限度として前項同様に充当することができるものとします。
- 5. 本契約は、未返還費用を支払ったときに終了します。

第24条(乙の権利)

- 1. 乙は、本契約に基づく権利を第三者に譲渡し又は担保に供することができます。
- 2. 乙は、車両の所有権を本契約に基づく乙の地位と共に第三者に譲渡し又は担保に供することができるものとし、甲はこれについて予め承諾します。

第25条(車両の返還)

- 1. 本契約がリース期間の満了又は解除により終了した場合は、甲は、リース期間経過後の損耗及び第17条第1項より乙が負担するものを除き、車両の占有費用で引当した状態に回復して、車両の鍵、自動車運転免許証及び自動車損害賠償責任保険証明書とあわせて、この指定する場所に直ちに返還します。なお、戻状への回復にはカーナビゲーションシステムその他の情報機器に記録されている情報の消去(以下「情報消去」という)を含むものとし、甲が車両の状態に回復しないときは、甲は戻状回復の費用及び乙が受けた損害をこの請求に基づき支払うものとします。また、甲が情報消去を行わずに車両を返還した場合、返還後に当該情報が漏洩したとしても、甲の責任と負担において解決するものとし、乙は一切の責任を負いません。
- 2. 甲が前項の車両の返還を怠ったときは、乙又は乙の代理人は通知、催告を要することなく、車両の所在場所から立ち入り、車両の占有を回復し、これを搬出することができ、また、
- 3. 車両の返還を要する場合は、随時返還を甲が負担します。
- 4. リース期間満了時の甲の走行距離の平均が、項目表(2)記載の月間予定走行距離を甲が超過したときが認められた場合は、乙は、法定走行による追加補修費用及び車両の価値減損相当額を甲に対して請求できるものとします。
- 5. 乙が返還を受けた車両についてスクラップ(処分)処分が相当と判断した場合は、甲は当該処分に関する一切の費用を負担するものとします。この請求に基づき支払うものとします。
- 6. 甲は、乙に対する車両の返還を完了するまで、本契約に定められたすべての義務を履行するものとします。
- 7. 乙が返還を受けた車両に乙の承諾なく生じた損害等がある場合、又は車内に貴重品がある場合、乙は、当該貴重品及び貴重品を任意に処分することができるものとします。この場合、甲は乙に対し、当該貴重品及び貴重品の返還又は損害賠償等の請求をしないものとします。
- 8. 甲が返還送法又は貨物自動車運送事業者による自動車運送事業者である場合は、甲は、車両について、乙が貨物運送、移転運送又は運送業者を甲でできるうちに、直ちに返還送法又は貨物自動車運送事業者法に定める事業計画の変更若しくは事業計画の申請等を行うものとします。

第26条(遅延損害金)

甲がリース料、その他の本契約に基づく乙に対する金銭の支払いを怠ったとき、又は乙が甲のために費用の立替をしたときは、甲は、支払うべき金額に対して支払期日又は立替日又は立替日からその完了に至るまで、年率10.6%の割合による遅延損害金を乙に支払います。

第27条(費用負担)

- 1. 甲は、本契約の締結に関する費用及び本契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。
- 2. 乙が本契約に基づく乙の権利を保全し又は行使するために支出した一切の費用(弁護士報酬を含む)は甲が負担し、乙の請求に基づき支払います。
- 3. 甲は、リース料に課される消費税を甲が負担します。また、その他本契約に基づく乙への支払いに対して消費税が課される場合は、甲はこれを負担します。なお、項目表(3)記載の消費税等は本契約締結時の税率であり、リース期間中にこの税率が変更されたときは、甲は、変更後の税率に基づき消費税を負担するものとします。
- 4. 項目表(4)に印の表示のある費用は、乙がこれを負担し、これ以外の公租公課及びその他の費用は甲がこれを負担し、項目表(2)記載以外の公租公課及びその他の費用を乙が甲のために立替払いをしたときは、その納付の前を甲が負担し、甲は、これを乙の請求に従って乙に支払います。
- 5. リース期間中に車両の運行に必要と認め、保険料等のリース料決定の基準となる金額に引き変動若しくは新たな課税があった場合は、甲は乙の承諾なく、乙はこれを乙の請求に従って乙に支払います。

第28条(連帯保証人等)

連帯保証人は、本契約の各事項を承認し、本契約に基づき甲が乙及び丙に対して負担する次の各号に掲げる債務(以下、主たる債務という)につき、甲と連帯して保証義務を負い、その履行の責めに任じます。

- (1) 第3条に定められたリース料、消費税及び地方消費税
 - (2) 第21条に定める規定損害金
 - (3) 第23条に定める甲の債務
 - (4) 前各号に係る第26条に定める遅延損害金
- 連帯保証人は、乙又は丙がその割合によって、担保又は他の保証を喪失、解除しても免責を主張しませんが、
- 1. 連帯保証人は、保証義務を履行した場合、代位によって乙又は丙から取戻した権利は、乙又は丙の承諾がなければこれを行使しません。もし乙又は丙の承諾があれば、その権利又は権利を乙又は丙に無償で譲渡します。
 - 2. 乙又は丙が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対して、この履行の請求の効力が生じるものとします。
 - 3. 連帯保証人は、甲及び連帯保証人の間において保証債務につき丙には何らの負担部分がないことを認め、本契約に基づく債権の金額を支払うものとします。
 - 4. 乙又は丙において債権保全の必要があるときは、甲は乙又は丙の請求に従い、直ちに乙又は丙の承諾する担保若しくは増担保を差し入れ、又は連帯保証人を変えて若しくは追加します。
 - 5. 本契約が甲の事業のためにする契約で、連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとします。

- (1) 甲は、契約締結時の以下の情報をすべて、法人でない連帯保証人に提供済みであること及び提供した情報が真実、正確であり、かつ不実がないことを乙及び丙に対し表明及び保証します。
 - ① 住所及び現在の状況
 - ② 過去の債権及び債務の状況
 - ③ 主たる業務の内容及びその種類及び履行状況
 - ④ 主たる業務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その内容及びその内容
 - (2) 法人でない連帯保証人は、甲から前号の情報の提供を受けたことを乙及び丙に対し表明及び保証します。
- 甲は、乙又は丙が連帯保証人に対して、甲の乙又は丙に対する債務の履行状況に関する情報を開示することを予め承諾します。

第29条(強制執行の合意)

甲、乙及び連帯保証人は、本契約に関するすべての権利について、新種の印刷に拘らず、乙又は丙の選択により、東京地方裁判所若しくは東京区裁判所又は大阪地方裁判所若しくは大阪区裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第30条(通知の効力)

乙又は丙が本契約に関連して甲又は連帯保証人に対して発した書面が、本契約書に記載された住所又は甲若しくは連帯保証人から通知を受けた住所に送し出されたものと拘らず、到達しないとき又は延滞したときは、当該書面は、通知到達すべき時に到達したものとみなします。

第31条(公正証書の作成)

甲及び連帯保証人は、乙又は丙が要求したときは、本契約を強制執行訴訟文書付した公正証書とします。この公正証書の作成費用は、甲が負担します。

第32条(余剰の充当)

本契約に基づく甲の弁済が甲の債務金額を超過させるに足りないときは、乙又は丙は、乙又は丙が正当と認める順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して一切異議を申し立てないものとします。

第33条(反社会的勢力の排除)

甲及び連帯保証人(以下総称して「甲等」という)と乙は、現在、自己及び自己の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者となつたときから5年間を経過しない限り、暴力団関係者、暴力団関係企業、団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、権威者標榜暴力団等、その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という)に該当しないこと、及び乙の各号に於いて乙に該当しないことを相手方に対して表明・保証し、かつ将来にわたつて乙に該当しないことを表明・保証します。

- (1) 暴力団等反社会的勢力が経営を支配していると思われる関係を有すること
 - (2) 暴力団等反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団等反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 甲等及び乙は、自ら又は自己の役員若しくは第三者を利用して次の各号の一にも該当する行為を行わないことを表明・保証します。
- (1) 暴力団等反社会的勢力
 - (2) 強迫的脅迫を以て不当な要求を行う
 - (3) 相手方との取引に際して、脅迫的脅迫をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽造を流通し、偽造を用い又は暴力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

- (5) その他前号に準ずる行為
- 甲等及び乙は如何なる場合でも、自己が暴力団等反社会的勢力ではないことに関する相手方による疑念に際して、相手方が必要とする場合、当該疑念に必要な情報を提供します。また甲等及び乙は、当該疑念をために自己の個人情報(個人情報を含むが、これに限らない)を相手方が第三者に提供することに、異議なく同意します。
- 甲等又は乙が、第1項及び第2項の表明・保証若しくは第3項の趣意に違反した場合には、いずれも、相手方が催告を要しない限り本契約及び甲乙間に締結されている一切の契約を解除することに同意します。なお、甲等及び乙は相手方が受けた損害を賠償するものとし、自己又は自己の役員に損害が生じても、相手方が一切の責任を負わないことに同意します。

第34条(特約事項)

- 1. 項目表(7)に特約事項を規定した場合は、本契約の一部となり、他の条項と抵触するときは、この特約事項が優先します。
- 2. 本契約と異なる旨は項目表(7)に記載するか、別に書面で甲と乙が合意しなければ効力はないものとします。

第35条(保証委託及び集金代行)

- 1. 甲等は、本契約に前記乙に対して負担する一切の債務につき丙に連帯保証を委託し、丙はこれを委託します。
- 2. 甲等は、乙がリース料その他一切の債権の回収を丙に委託することを承諾します。この場合、甲等は丙に支払うことにより乙への支払いがなされたものとします。

第36条(保証委託契約の締結)

- 1. 甲等は本契約により甲等が乙に対して負担する次の各号に定める債務(以下、原債務という)について、本契約の各条項に定める条件により丙に連帯保証することを委託し、丙はこれを委託します。
 - (1) 毎月リース料、ボーナス加算額並びにそれらにかかる消費税等の支払債務。
 - (2) 第23条の支払債務並びに第21条の契約解除に伴う規定損害金の支払債務。
- 2. 前項の丙による保証委託契約の委託は表記の契約日になされたものとします。

第37条(保証債務の履行)

前条に定める債務が非弁別にあるときは、丙は甲等に何ら通知することなく乙に対して保証債務の一部又は全部を履行できるものとします。この場合において甲等が乙に対抗できる事由があってもそれをもって丙の求償権の行使が妨げをいものとします。

第38条(求償権の事前行使)

原債務が弁済期にあるときは、丙は前条の保証債務の履行前であっても甲等に申しこ通知を要せず、何らの担保を提供することなく原債務の金額について求償権を行使できるとし、この場合において甲等は民法第461条に基づき抗弁権を主張せず、担保がある場合も同様とします。

第39条(求償権の範囲)

- 1. 丙が乙に対して第37条に定める弁済をしたときは、甲等は丙に対しその弁済額全部、弁済に要した費用及びこれらに対する遅延損害金並びに求償権行使に要した費用その他乙の費用及び損害を支払うものとします。
- 2. 前項の遅延損害金は第37条の丙の弁済日の翌日から前項の支払完了日まで、第26条に定める割合により算出されるものとします。

【個人情報保護約款】

第1条(個人情報(個人名、住所、利用)

1. 甲及び連帯保証人(以下総称して「甲等」という)は、本契約を含む乙との取引の与信判断、与信後の管理又は契約終了後の事後管理のため、次の各号の個人情報(以下、これらを総称して個人情報という)を乙が保管・管理・取扱いし、収集、利用することに同意します。

- (1) 甲等が本契約の申込書に記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住所状況その他のすべての情報
- (2) 本契約に関する申込日、契約日、車両の名称、リース料総額、リース期間その他の重要記載事項
- (3) 本契約に関する支払開始後のリース料総額、残リース期間、月々の支払状況
- (4) 本契約に関する甲等の支払能力を調査するため又は支払状況における支払能力を調査するため、甲等が保有した甲等の資産、負債、収入、支出並びに乙が収集したリース等の利用履歴及び過去の債務の返済状況

2. 甲等は、乙が前項の取引の与信判断、与信後の管理又は契約終了後の事後管理の目的に加え、次の各号の目的のために個人情報を利用することに同意します。

- (1) 乙が事務(車両の登録、メンテナンス、保険料の徴収、コンピューター事務又は代金決済業務及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合は、当該業務委託先への個人情報の提供
- (2) 甲等の親戚会社又は販売会社における車両の安全管理のための情報の収集又は保管情報若しくはメンテナンスに関する情報の提供(故障修理等が必要な場合の情報を除く)を目的とし、車両の親戚会社又は販売会社への個人情報の提供
- (3) 乙又は乙の提携会社等の事業における新商品情報のお知らせ又は関連するアフターサービス
- (4) 乙の自動車リース事業における市場調査又は商品開発
- (5) 乙又は乙の提携会社等の事業における重箱・印刷物の送付等の営業案内又は商品、サービスの各種案内

第2条(個人情報の提供及び個人情報保護への意識)

甲等は、個人情報の収集、利用、提供及び管理に際し、次の内容に同意します。

- (1) 乙が個人情報の提供に関する契約を締結した者が乙が正当な事業活動に利用するため、甲等に宣伝印刷物の送付等の営業案内を行うこと
- (2) 乙が本契約に係る取引上の判断に当たり、甲等の支払能力の調査の目的に限り、甲等の個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種別、商品名、契約額、支払回数、利用履歴、月々の支払状況等の情報、以下総称して「信用情報」という)が乙の加盟する個人情報保護機関に登録されている場合には、それを利用すること
- (3) 甲等は本契約に関する客観的な取引事実に基づき信用情報が、乙の加盟する下表の個人情報保護機関に下表に定める期間登録され、乙が加盟する個人情報保護機関及び当該機関と提携する個人情報保護機関の加盟企業により、甲等の支払能力に関する調査のため利用すること

【乙が加盟する個人情報保護機関の名称・所在地・電話番号・登録される情報とその期間】

名称	登録される情報
名称:株式会社シー・アイ・シー	登録される情報
所在地:〒110-8375 東京都港区西新橋1-230-7	本契約に係る申込みをした事実
電話番号:03-5561-8375	乙が個人情報保護機関を利用した日より6か月を超えない期間
ホームページ: http://www.cic.co.jp/	本契約に係る客観的な取引事実
	契約期間中及び契約終了後5年以内
	債務の支払いを遅滞した事実
	契約期間中及び契約終了後5年以内

(4) 前項の乙が加盟する個人情報保護機関と提携する個人情報保護機関は、次の機関とします。なお、各機関の加盟会社、加盟企業名の詳細は、各機関のホームページのとおりとします。

- ・全国銀行 個人情報センター
所在地:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号:03-3214-5020
ホームページ: <http://www.inpko.or.jp/pcl/c/>
- ・株式会社 日本信用情報機構
所在地:〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1
電話番号:0570-055-955
ホームページ: <http://www.jicc.co.jp/>

第3条(個人情報の開示、訂正、削除)

1. 甲等は、乙に対して乙が保管する甲等本人自身の個人情報を開示しよう請求できます。

2. 開示請求により、万一誤謬内容が不正確又は誤りがあることが明らかになった場合、甲等は、乙に対して当該誤謬の内容の訂正又は削除の請求ができます。

3. 前二項の請求は、甲等本人に限り、請求にあたっては本人であることを証明する書類(運転免許証、パスポート等)を乙に対して提示しなくてはなりません。

4. 第2項の請求を受けた場合、乙はその保管する当該個人情報について速やかに訂正・削除に応じるものとします。

第4条(営業案内の中止等)

甲等は、乙及び乙の個人情報の提供に関する契約を締結した者に宣伝印刷物の送付等の営業案内を中止するよう申し出ることができます。

第5条(個人情報の開合)

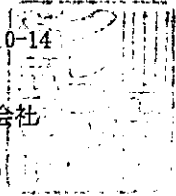
前二条に基づき乙への提供及び申出に関する開合は、次の別番を窓口とします。
経営企画部 電話番号 0120-122-237

風早 寿朗



0000098 001/002 A14A110000060#

130-0026
 東京都墨田区両国2-10-14
 両国シティコア18階
 出光クレジット株式会社
 リース課
 T E L 03-5624-7289



契約番号	0151722001	お支払総額	2,659,800円
契約日	2022年7月14日	契約月数	60ヶ月
契約期間	2022年9月30日 ~		2027年9月29日
金融機関名	[Redacted]		
口座種類	[Redacted]	口座番号	[Redacted]
口座名義人	カ*ハ*ビ*オ		
物件名	ダイハツタント	神戸	589 け 130

※初回のみ2回分(1・2回目)のご請求となります。

回次	お支払日	お支払方法	お支払金額	お支払金額内訳(リース料)			お支払残高
				金額	課税区分	消費税等額	
1	2022年11月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	2,615,470
2	2022年11月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	2,571,140
3	2022年12月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	2,526,810
4	2023年1月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	2,482,480
5	2023年2月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	2,438,150
6	2023年3月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	2,393,820
7	2023年4月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	2,349,490
8	2023年5月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	2,305,160
9	2023年6月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	2,260,830
10	2023年7月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	2,216,500
11	2023年8月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	2,172,170
12	2023年9月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	2,127,840
13	2023年10月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	2,083,510
14	2023年11月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	2,039,180
15	2023年12月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,994,850
16	2024年1月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,950,520
17	2024年2月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,906,190
18	2024年3月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,861,860
19	2024年4月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,817,530
20	2024年5月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,773,200
21	2024年6月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,728,870
22	2024年7月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,684,540
23	2024年8月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,640,210
24	2024年9月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,595,880
25	2024年10月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,551,550
26	2024年11月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,507,220
27	2024年12月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,462,890
28	2025年1月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,418,560
29	2025年2月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,374,230
30	2025年3月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,329,900
31	2025年4月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,285,570
32	2025年5月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,241,240
33	2025年6月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,196,910
34	2025年7月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,152,580
35	2025年8月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,108,250
36	2025年9月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,063,920
37	2025年10月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	1,019,590
38	2025年11月7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	975,260



契約番号 0151722001

回次	お支払日	お支払方法	お支払金額	お支払金額内訳(リース料)			お支払残高
				金額	課税区分	消費税等額	
39	2025年12月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	930,930
40	2026年 1月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	886,600
41	2026年 2月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	842,270
42	2026年 3月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	797,940
43	2026年 4月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	753,610
44	2026年 5月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	709,280
45	2026年 6月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	664,950
46	2026年 7月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	620,620
47	2026年 8月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	576,290
48	2026年 9月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	531,960
49	2026年10月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	487,630
50	2026年11月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	443,300
51	2026年12月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	398,970
52	2027年 1月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	354,640
53	2027年 2月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	310,310
54	2027年 3月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	265,980
55	2027年 4月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	221,650
56	2027年 5月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	177,320
57	2027年 6月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	132,990
58	2027年 7月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	88,660
59	2027年 8月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	44,330
60	2027年 9月 7日	口座振替	44,330	40,300	10%課税	4,030	0

誓約書

令和4年（2022年）9月30日に締結した事務所使用調査研究用自動車のリース契約は、リース契約満了時（令和9年9月29日）に設定残価にて返却するものであり、その時点で返金などは発生しないことを誓約いたします。

令和4年9月30日

兵庫県議会議員 風早 ひさお

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

(風早 ひさお)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・ 広報広聴費 ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
4	本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである	案分率
		共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明
		備考
		県政報告紙郵送代(ポ ステイング料・手数料)
	!023年04月24日 67,370円	送金 IB 初ステサイ 手数料
	!023年04月24日 165円	

(添付様式7)

活動報告書

※ 政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名

風早 ひさお

活動名	県政報告紙 風の便り Vol. 13 令和5年春風号の追加発行				
活動概要	○発行日 令和4年 3月 ○部数 5,236部 ○対象者 宝塚市在住者 ○配布方法 郵送 489通 ポスティング 4,747枚 ○内容 13号原本は、3-38に添付のとおり ○按分率 100%とする				
経費	領収書NO	項目・内容	支出額	案分率(%)	政務活動費 充当金額
	4	県政報告紙郵送料 @67×489	32,763	100	32,763
		県政報告紙ポスティング 中山台1~2、桜台1~7、五月台1~7、中筋 山手7 @6×4,747	28,482	100	28,482
		消費税	6,125	100	6,125
	↓	手数料	165	100	165
		合計		67,535	
備考	添付：県政報告紙 風の便り Vol. 13 令和5年春風号は3-38に添付				

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

2023年3月31日

兵庫県議会議員
風早寿郎様

ネクストデザインコンサルティング
〒660-0062 兵庫県尼崎市浜田町3-63-6
✉ info@nextdesignconsulting.com
☎ TEL 06-7504-8804

業務報告書

以下の内容について終了をいたしましたので、ご報告申し上げます。

案件名：県政報告 13号 新聞折込・DM送付・ポスティング

1 新聞折込配布

[折込日] 3月26日(日) ※西谷地区のみ3月24日(金)に折込

[数量] 51,000枚 [紙面]朝日・読売・毎日・産経・日経・神戸

[エリア] 宝塚市内全域

2 DM送付

[数量] 3,510通 + 489通(追加送付分) = 合計 3999通

3 ポスティング

[数量] 4,747枚

[エリア] 中山台1~2丁目、桜台1~7丁目、五月台1~7丁目、中筋山手7丁目)


以上

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

(風早 ひさお)

整理番号	使 途 項 目					
5	<p>本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである</p> <p>払込受領書  (コンビニエンスストア等お支払用)</p> <p>払込人氏名 風早ひさお事務所</p> <p>お問い合わせ番号 89753993</p> <p>金額 ¥24588 内消費税等(1955)</p> <p>受取人 SMBCファイナンスサービス株 アスクル担当販売店 ブングル・ドット・コ ム株式会社</p> <p>受領印 コンビニエンスストア等収納用</p> <p>取入印紙貼付済 23.A.20 受領印 845819</p> <p>金額を訂正された場合は、 コンビニエンスストア等での お支払いはできません。 (お客様控)</p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="1059 488 1114 875">案分率</td><td data-bbox="1114 488 1425 539">共通案分率 50%</td></tr><tr><td data-bbox="1059 875 1114 1151">備考</td><td data-bbox="1114 539 1425 1151">それ以外の案分 % 案分の説明 事務用品購入費(+来客用お茶代)</td></tr></table>	案分率	共通案分率 50%	備考	それ以外の案分 % 案分の説明 事務用品購入費(+来客用お茶代)
案分率	共通案分率 50%					
備考	それ以外の案分 % 案分の説明 事務用品購入費(+来客用お茶代)					

アスクルご請求書

2023年04月10日締切分

665-0033
 兵庫県宝塚市
 伊子志4-1-1
 北極ビル2階



お問い合わせ番号 89753993

風早ひさお事務所

様

C2 137607 00002/00002 89753993 UA

00193722 C15-U1

アスクル担当販売店

ブングル・ドット・コム株式会社



東京都港区

台場2-2-2

ザ・タワーズ台場ウエスト203号

030021 089

TEL: 0120-03-1590

担当:アスクル担当者

お支払いに際しお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 0797-72-1300

FAX: 0797-72-1303

ご購入いただきましてありがとうございます。
 記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

24,588円

うち消費税等(

1,955円)

お支払い日 ▶ 2023年 04月 25日

お支払い方法 ▶ 郵便/コンビニ支払

対象期間

2023/03/11 ~ 2023/04/10

当月お買い上げ金額

24,588円

当月返品金額

0円

当月値引金額

0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お支払いには、別紙の払込取扱票をご利用ください。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリー
03/16 57153320 542-680 コピー用紙 マルチペーパー スーパーホワイト+ A4 1箱	2	3,890 *小 計*	7,780 7,780	お届け先変更 様ご発注分	10.0 *
03/20 57606142 U56-5027 香り豊かなお茶 緑茶 265ml ラベルレス 1セット(12 677-009 BC複写機収証バックカーボンA6ヨコ型ヨコ色二色別	1 1	8,280 248 *小 計*	8,280 248 8,528	お届け先変更 様ご発注分	軽 8.0 * 10.0
04/01 59953511 U56-5027 【アスクル・ロハコ限定】伊藤園 香り豊かなお茶 緑茶 265	1	8,280 *小 計*	8,280 8,280	お届け先変更 様ご発注分	軽 8.0 *

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)


(風早 ひさお)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
6	本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである	共通案分率 %
		それ以外の案分 100% 案分の説明
		備考
<h3>領収書</h3>		
様		
[証紙切手引受]		
第一種定形外(規格内) 140.5g		
②10 1通 ¥210		

特殊取扱 ¥260		
(内訳)		
速達 ¥260		

小 計 ¥470		

郵便物引受合計通数 1通		
課税計(10%) ¥470		
(内消費税等 ¥42)		
非課税計 ¥0		


△計 ¥470		
お預り金額 ¥10,000		
おつり ¥9,530		
		
〒100-8792 日本郵便株式会社		
東京都千代田区大手町2-3-1		
取扱日時：2023年 4月13日 15:55		
発行No. 230413A5065 端N51箱01		
連絡先： 郵便局		
TEL:0797-84-9941		

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

(風早 ひさお)


整理番号	使 途 項 目																											
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費																											
7	本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである	共通案分率 %																										
		それ以外の案分 100% 案分の説明																										
		備考																										
	<p style="text-align: center;">領収書</p> <p style="text-align: right;">様</p> <hr/> <p>[証紙切手引受]</p> <table><tr><td>第一種定形外(規格内)</td><td>52.0g</td></tr><tr><td>@140</td><td>1通 ¥140</td></tr></table> <hr/> <table><tr><td>特殊取扱</td><td>¥260</td></tr><tr><td>(内訳)</td><td></td></tr><tr><td>速達</td><td>¥260</td></tr></table> <hr/> <table><tr><td>小 計</td><td>¥400</td></tr></table> <hr/> <table><tr><td>郵便物引受合計通数</td><td>1通</td></tr><tr><td>課税計 (10%)</td><td>¥400</td></tr><tr><td>(内消費税等)</td><td>¥36)</td></tr><tr><td>非課税計</td><td>¥0</td></tr></table> <hr/> <table><tr><td>合計</td><td>¥400</td></tr><tr><td>お預り金額</td><td>¥500</td></tr><tr><td>おつり</td><td>¥100</td></tr></table> <hr/>  <p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2023年 4月17日 13:42 発行No. 230417A6133 端N12箱01 連絡先： 郵便局 TEL:0797-89-5399</p>	第一種定形外(規格内)	52.0g	@140	1通 ¥140	特殊取扱	¥260	(内訳)		速達	¥260	小 計	¥400	郵便物引受合計通数	1通	課税計 (10%)	¥400	(内消費税等)	¥36)	非課税計	¥0	合計	¥400	お預り金額	¥500	おつり	¥100	郵送料(政務活動費の資料を自民党兵庫事務へ郵送)
第一種定形外(規格内)	52.0g																											
@140	1通 ¥140																											
特殊取扱	¥260																											
(内訳)																												
速達	¥260																											
小 計	¥400																											
郵便物引受合計通数	1通																											
課税計 (10%)	¥400																											
(内消費税等)	¥36)																											
非課税計	¥0																											
合計	¥400																											
お預り金額	¥500																											
おつり	¥100																											

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

(風早 ひさお)

整理 番号	使 途 項 目																																								
8	<p>本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである</p> <p style="text-align: center;">領収書</p> <p style="text-align: right;">様</p> <hr/> <p>[証紙切手引受]</p> <table border="0"> <tr> <td>第一種定形外(規格内)</td> <td>119.5g</td> </tr> <tr> <td>②10</td> <td>1通 ¥210</td> </tr> </table> <hr/> <table border="0"> <tr> <td>特殊取扱</td> <td>¥260</td> </tr> <tr> <td>(内訳)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>速達</td> <td>¥260</td> </tr> </table> <hr/> <table border="0"> <tr> <td>小 計</td> <td>¥470</td> </tr> </table> <hr/> <table border="0"> <tr> <td>郵便物引受合計通数</td> <td>1通</td> </tr> <tr> <td>課税計 (10%)</td> <td>¥470</td> </tr> <tr> <td>(内消費税等)</td> <td>¥42</td> </tr> <tr> <td>非課税計</td> <td>¥0</td> </tr> </table> <hr/> <table border="0"> <tr> <td>合計</td> <td>¥470</td> </tr> <tr> <td>お預り金額</td> <td>¥500</td> </tr> <tr> <td>おつり</td> <td>¥30</td> </tr> </table>  <p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2023年 4月20日 15:49 発行No. 230420A6248 端N12箱01 連絡先： 郵便局 TEL:0797-89-5399</p>	第一種定形外(規格内)	119.5g	②10	1通 ¥210	特殊取扱	¥260	(内訳)		速達	¥260	小 計	¥470	郵便物引受合計通数	1通	課税計 (10%)	¥470	(内消費税等)	¥42	非課税計	¥0	合計	¥470	お預り金額	¥500	おつり	¥30	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</td> <td>共通案分率</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td style="text-align: right;">100%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">案分の説明</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">備考</td> <td colspan="2">郵送料(政務活動費の資料を自民党兵庫事務へ郵送)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	案分率	共通案分率	%	それ以外の案分	100%	案分の説明			備考	郵送料(政務活動費の資料を自民党兵庫事務へ郵送)			
第一種定形外(規格内)	119.5g																																								
②10	1通 ¥210																																								
特殊取扱	¥260																																								
(内訳)																																									
速達	¥260																																								
小 計	¥470																																								
郵便物引受合計通数	1通																																								
課税計 (10%)	¥470																																								
(内消費税等)	¥42																																								
非課税計	¥0																																								
合計	¥470																																								
お預り金額	¥500																																								
おつり	¥30																																								
案分率	共通案分率	%																																							
	それ以外の案分	100%																																							
案分の説明																																									
備考	郵送料(政務活動費の資料を自民党兵庫事務へ郵送)																																								


領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

(風早 ひさお)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
9	本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである	共通案分率 %
		それ以外の案分 100% 案分の説明
		備考
<h3>領収書</h3>		
様		
[証紙切手引受]		
第一種定形外(規格内) 180.0g		
②250 1通 ¥250		



小 計 ¥250		
郵便物引受合計通数 1通		
課税計(10%) ¥250		
(内消費税等 ¥22)		
非課税計 ¥0		
△計		
合計 ¥250		
お預り金額 ¥300		
おつり ¥50		
		
〒100-8792 日本郵便株式会社		
東京都千代田区大手町2-3-1		
取扱日時：2023年 4月20日 12:58		
発行No. 230420A6239 端N12箱01		
連絡先： ██████████ 台郵便局		
TEL: 0797-89-5399		

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

(風早 ひさお)


整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
10	本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
	 領 収 証 ドラッグユタカ宝塚小林店 TEL 0797-74-6615 返品交換は1週間以内にシートを ご持参の上お申し付けください 2023年04月20日(木)09時24分 #9284 内 クラフト封筒 角形2号 ヌタカ @110 1 110 4969757131749 ----- 1点 小計 ¥110 合計 ¥110 (含む消費税等 ¥10) (10%対象 ¥110) 消費税 ¥10 現金 ¥110 ----- 上記正に領収いたしました 株式会社ユタカファーマシー 登録番号：T6200001014428 店:101267 レジ:0001 310025667  3110126700012304209284	案分率
		備考 事務用品購入費(角2封筒)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

(風早 ひさお)


整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
11	<p>本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである</p> <p>ロイヤル ホームセンター スマホ会員証のご案内 宝塚 TEL: 0797-76-5530</p> <p>返品交換をご希望のお客様はお買上日の翌日から14日以内に商品とレシートをご持参のうえ総合サービスデスクまでお越しください。※植物はお買い上げ当日限りとなります。</p> <p>領 収 証</p> <p>様</p> <p>¥1,030-</p> <p>(消費税等 93円を含みます) 発行日: 2023/04/27</p> <p>担当者 宝塚セルフ1</p> <p>0030-2333-2011 ロイヤルホームセンター株式会社 〒550-0011 大阪市西区阿波座1-5-16 大和ビル5階 宝塚店 0797-76-5530 印刷面を内側に折り保管願います [*]印は軽減税率(8%)対象商品です</p>  <p>* 令頁以又証正日月年田 * 2023年04月27日(木)17:35 印°0030</p> <p>賣No00001001宝塚セルフ1 007132 長3ブルー10枚 ¥89 007133 コクヨ領収証ウケー10 ¥99 006343 SBトイレブラシ替W2 ¥749 小計 ¥937 (外10%タイヨウ ¥937) 外10% ¥93 (税合計 ¥93) 合計 ¥1,030</p>	<p>共通案分率 50%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明</p> <p>案分率</p> <p>事務用品購入費(+清掃用具)</p> <p>備考</p>

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

(風早 ひさお)

整理番号	使 途 項 目									
12	<p>本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである</p> <p style="text-align: center;">領収書</p> <p style="text-align: right;">様</p> <hr/> <p>[販売] R5・ハピグリ84・切手 840円 2枚 ¥1,680</p> <hr/> <p>小 計 ¥1,680</p> <hr/> <p>課税計 (10%) ¥0 (内消費税等 ¥0) 非課税計 ¥1,680</p> <hr/> <p>合計 ¥1,680 お預り金額 ¥1,680</p>  <p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2023年 4月28日 13:54 発行No. 230428J9002 端N24箱02 連絡先：[redacted] 郵便局 TEL:0798-51-0050</p>	<table border="1"><tr><td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</td><td>共通案分率 50%</td></tr><tr><td>それ以外の案分 %</td></tr><tr><td colspan="2">案分の説明</td></tr><tr><td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">備考</td><td>切手代(@84×20)</td></tr><tr><td></td></tr></table>	案分率	共通案分率 50%	それ以外の案分 %	案分の説明		備考	切手代(@84×20)	
案分率	共通案分率 50%									
	それ以外の案分 %									
案分の説明										
備考	切手代(@84×20)									

切手受払簿

年	月	日	整理 区分	会計 帳簿 番号	摘 要 ※種類、送付数や送付内容等を記載	異動高				現在高	
						受		払		計	
						数量	価格	数量	価格	数量	価格
5	4	28	購入	4-12	84円切手を20枚購入	20枚	1,680円	0枚	0円	20枚	1,680円

※年度ごとに集計し、政務活動費収支報告書とともに議長へ提出してください。
※切手等は郵送の都度、必要枚数を購入することを前提に、月額1万円未満までの購入金額に対する充当を可とします。
※送付先、送付内容を必ず記載願います。

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

(風早 ひさお)

整理番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費
13	本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである 5-04-07 (ミッドサロキヤビ) 劉賦 9,900	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		備考 コピー機リース料(4月分)

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

領収証

領収証No.20230418-00637
2023年04月18日 発行

お客様名 風早 寿郎 様

お問い合わせ番号 5542976

ご契約者名 風早 寿郎

三菱HCビジネスリース株式会社
作成場所：東京都港区西船場1-3-1



領収金額	領収日
9900 円	2023年04月07日

金融機関名	支店番号	口座番号	口座名義
			加戸七財

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示していません。

No.	契約年月	契約番号	代表物件	当回数	残回数	利率	領収金額(円)	消費税(円)	消費税額(円)
1	2021年11月	1053-7800-3400-00	複合機	17	43	10%	9900	9000	900
2									
3									
4									
5									
6									
合計							9900	9000	900
							5%対象計	0	0
							8%対象計	0	0
							10%対象計	9900	9000

【お知らせ】 ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

印紙税申告納付につきは
税務署承認済

665-0033

兵庫県宝塚市
伊子志4丁目1-1 風早寿郎事務所 内

お問い合わせ先
担当支店 関西営業部 営業一課
電話 06-6530-7111
(受付時間: 平日 09:00-17:00)

風早 寿郎 様



105-0003
東京都港区西新橋1丁目3-1
西新橋スクエア9階

431111 11171 0000367#
0001/0003 0000762

三菱HCビジネスリース株式会社

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますので
ご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

リース契約のご確認書

【ご契約内容】	1053-7800-3400-00	リース期間	60ヶ月			
リース	リース	リース期間開始日	2021/11/12	リース期間満了日	2026/11/11	
販売店名	株式会社 田村コピー 尼崎支店	月額	リース料	9,000円	リース料	540,000円
代表物件名	複合機		消費税等	900円	消費税等	54,000円
			お支払額	9,900円	お支払額	594,000円
※リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。		お支払口	07 口	お支払方法	口座振替	

【お支払引落口座】	郵便局自動払込み	預金種目	普通	口座番号	■■■■
金融機関名	カザハヤ ヒサオ	口座名義人			

(単位:円)												
回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	
			リース料	消費税等					リース料	消費税等		
1	2022/01	9,900	9,000	900	584,100	31	2024/06	9,900	9,000	900	287,100	
2	2022/01	9,900	9,000	900	574,200	32	2024/07	9,900	9,000	900	277,200	
3	2022/02	9,900	9,000	900	564,300	33	2024/08	9,900	9,000	900	267,300	
4	2022/03	9,900	9,000	900	554,400	34	2024/09	9,900	9,000	900	257,400	
5	2022/04	9,900	9,000	900	544,500	35	2024/10	9,900	9,000	900	247,500	
6	2022/05	9,900	9,000	900	534,600	36	2024/11	9,900	9,000	900	237,600	
7	2022/06	9,900	9,000	900	524,700	37	2024/12	9,900	9,000	900	227,700	
8	2022/07	9,900	9,000	900	514,800	38	2025/01	9,900	9,000	900	217,800	
9	2022/08	9,900	9,000	900	504,900	39	2025/02	9,900	9,000	900	207,900	
10	2022/09	9,900	9,000	900	495,000	40	2025/03	9,900	9,000	900	198,000	
11	2022/10	9,900	9,000	900	485,100	41	2025/04	9,900	9,000	900	188,100	
12	2022/11	9,900	9,000	900	475,200	42	2025/05	9,900	9,000	900	178,200	
13	2022/12	9,900	9,000	900	465,300	43	2025/06	9,900	9,000	900	168,300	
14	2023/01	9,900	9,000	900	455,400	44	2025/07	9,900	9,000	900	158,400	
15	2023/02	9,900	9,000	900	445,500	45	2025/08	9,900	9,000	900	148,500	
16	2023/03	9,900	9,000	900	435,600	46	2025/09	9,900	9,000	900	138,600	
17	2023/04	9,900	9,000	900	425,700	47	2025/10	9,900	9,000	900	128,700	
18	2023/05	9,900	9,000	900	415,800	48	2025/11	9,900	9,000	900	118,800	
19	2023/06	9,900	9,000	900	405,900	49	2025/12	9,900	9,000	900	108,900	
20	2023/07	9,900	9,000	900	396,000	50	2026/01	9,900	9,000	900	99,000	
21	2023/08	9,900	9,000	900	386,100	51	2026/02	9,900	9,000	900	89,100	
22	2023/09	9,900	9,000	900	376,200	52	2026/03	9,900	9,000	900	79,200	
23	2023/10	9,900	9,000	900	366,300	53	2026/04	9,900	9,000	900	69,300	
24	2023/11	9,900	9,000	900	356,400	54	2026/05	9,900	9,000	900	59,400	
25	2023/12	9,900	9,000	900	346,500	55	2026/06	9,900	9,000	900	49,500	
26	2024/01	9,900	9,000	900	336,600	56	2026/07	9,900	9,000	900	39,600	
27	2024/02	9,900	9,000	900	326,700	57	2026/08	9,900	9,000	900	29,700	
28	2024/03	9,900	9,000	900	316,800	58	2026/09	9,900	9,000	900	19,800	
29	2024/04	9,900	9,000	900	306,900	59	2026/10	9,900	9,000	900	9,900	
30	2024/05	9,900	9,000	900	297,000	60	2026/11	9,900	9,000	900	0	

【ご連絡事項】
・お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、
当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただきますことがあります。

日立キャピタルNBL株式会社は2021年10月1日より「三菱HCビジネスリース株式会社」に商号を変更いたしました。

リース契約のご確認書

(リース物件のご明細)

ご契約いただきましたリース物件の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。
本書はリース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

物件 全 1件

物件 1	物件名	複合機	数量	1
	メーカー名	キヤノン	型式	iR-ADVC3830F
	物件設置場所	兵庫県宝塚市伊子志4丁目1-1 風早寿郎事務所		
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			



リースお申込みの内容 (お客様控)

三菱HCビジネスリース株式会社
 東京都港区西新橋一丁目3番1号

契約番号 後日お送りする「リース契約のご確認書」にてお知らせいたします。

申込日 20 年 月 日

私および連帯保証人予定者は、裏面事項および「個人情報取扱の取扱い・利用・提供・移譲および委託に関する事項」について承諾の上、リース物件を貸渡またはリースの用に供する目的で申込をします。

会社所在地	〒 [] 代表電話 []		
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
会社名	フリガナ	フリガナ	フリガナ
代表者名	代表者肩書	代表者名	代表者肩書
※個人事業主さま追加記入欄 (代表者の方の情報をご記入ください。)			
生年月日	男・女	住居	自己所有 家族所有 社宅 公営住宅 分譲マンション 賃貸マンション(借家) アパート
自宅電話	携帯電話	住居	自己所有 家族所有 社宅 公営住宅 分譲マンション 賃貸マンション(借家) アパート
自宅住所	〒 []	住居	自己所有 家族所有 社宅 公営住宅 分譲マンション 賃貸マンション(借家) アパート

お名前	フリガナ	次ページにご捺印ください	住居	自己所有 家族所有 社宅 公営住宅 分譲マンション 賃貸マンション(借家) アパート
生年月日	昭・平 年 月 日(才)	男・女	申込者との関係	
自宅住所	〒 []	申込者との関係		
勤務先名	〒 []	勤務先住所		
自宅電話	携帯電話	勤務先電話		

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合 支店 御中	出張所	支店 御中
預金種目	1.普通 2.当座	(フリガナ)	
口座番号	口座番号は右詰めでご記入ください。	口座名義人	預金者のお名前
代表者肩書	代表者名	代表者名	
※預金口座振替依頼書に金融機関お届け印をご捺印ください。			

特約事項

お客様が申込みされたリース物件のリース期間中に、リース物件の管理・維持・修繕および委託に関する事項は、与信判断および信後の管理のため、当社が加盟する個人信用情報機関に登録され、当該個人信用情報機関の加盟会員により利用される個人信用情報は、裏面の「個人情報の取扱い・提供・移譲および委託に関する事項」をご確認ください。

リース物件名	メーカー名	型式/機械番号	台数	台	台
1 複合機	キヤノン	IR-ADVLC3830F	1	台	台
設置場所	会社住所と(同じ)	部署	TEL	0777-72-1300	
リース物件名	メーカー名	型式/機械番号	台数	台	台
2 別			1	台	台
設置場所	会社住所と(同じ)	部署	TEL		
リース物件名	メーカー名	型式/機械番号	台数	台	台
3 別			1	台	台
設置場所	会社住所と(同じ)	部署	TEL		
リース物件名	メーカー名	型式/機械番号	台数	台	台
4 別			1	台	台
設置場所	会社住所と(同じ)	部署	TEL		

※5物件以上の場合は、別紙「物件明細書」をご使用ください。

別紙「物件明細書」()枚

原則としてリース期間中は動産総合保険が付保されています。偶発的な事故により物件に生じた損害を補償する保険です。ただし、ソフトウェアやサービス、解約金などには、動産総合保険は付保されませんので、お客様のご負担となる場合がございます。保険の対象となる主な損害:火災・落雷・破裂・爆発・盗難・破損・風水災等による損害、電氣的、機械的的事故等

※本書面に記載の「MHBL」は、三菱HCビジネスリース株式会社 金額、リース期間を訂正した箇所には借入者の方の訂正印が指します。 次のページに必須です。

リース開始日	後日お送りする「リース契約のご確認書」にてお知らせいたします。	リース期間	60 ヶ月
リース契約日		②月額リース料 (消費税等含まず)	9000 円
お支払日	20 年 月 日 最終支払月よりさかのぼって充当	③月額リース料 (税込)	
前払リース料 (消費税等含む)	円	④お支払総額 (税込)	
再リース料(年額)	(月額リース料×12)×1/6に消費税等を加算した合計額相当	⑤月額リース料(税込)×⑥リース期間 となります。	
お支払方法	初 回 20 年 月	⑦お支払総額 (税込)	
	第 2 回 目 20 年 月	⑧お支払総額 (税込)	
	口座振替(毎月)	⑨お支払総額 (税込)	

お支払方法については、事務手続き等の都合により引き落とし月が変更になる場合があります。後日お送りする「リース契約のご確認書」にてお知らせいたします。「リース契約のご確認書」は、会社所在地へ送付させていただきます。

口座振替日を必ずお選びください。

納品・検収予定日 月 日

担当者

株式会社 田村コピ- 花崎友香

TEL 06 (6482) 0021 FAX 06 (6482) 0011

三井クレジット 問合せ窓口

○北海道・東北地域 050-3818-9497
 ○関東・中部地域 050-3816-2188
 ○近畿・中国・四国地域 06-6530-7111
 ○九州・沖縄地域 050-3818-9459

お客様控

ヤノン保守サービス契約確認

下記内容にて契約をお受けいたします。

発行日 2021年09月27日

契約NO K210364962

SEQ K001 (1 / 3)

ご契約者(甲)		契約の種類	メンテナンスギャランティ (MFP) (トナー込)		
住所	[REDACTED]		開始日	2021年09月17日 期間 12ヶ月 自動更新 <input checked="" type="checkbox"/> 適用 一律控除適用 <input type="checkbox"/> 切捨て	
契約者名	兵庫県議会議員 代表 風早寿郎		請求先名称	兵庫県議会議員 風早寿郎 様	
			請求先住所	[REDACTED]	
			電話番号	[REDACTED]	お支払方法 <input checked="" type="checkbox"/> 自動振替 <input type="checkbox"/> カウンター数値確認月の翌月 23日支払
対象機器	IR-ADVC3330F		開始カウンター値 1.	1,282	2. 6,392 3. 38,193
機番	WHY14000	機械の初回契約開始日	2016年10月21日		
			カウンター控除率 1.	3.00%	2. 2.00% 3. 1.00%
サービス実施店	株式会社田村コピー			カウンター数値確認日 [REDACTED] 毎月 15日	
設置先名称	風早寿郎事務所			ネットアイサービス実施に同意 <input checked="" type="checkbox"/> する	
設置先住所	兵庫県宝塚市伊子志4丁目1-1 北極ビル2階			電話番号 00-0000-0000	

料金内容 (カウンター料金は1カウント当り)

3. 【ブラック】 ミニマム 100カウント

1. カラーコピー	2. カラープリント	3. ブラック			
1~ 以上 10.00円	1~ 以上 10.00円	1~ 以上 1.00円			

対象付属機器・MEAP・付帯サービス等	機番	料金 (月額)	対象本体機番

特約事項

(乙)
 東京都港区港南2-16-6
 キヤノンマーケティングジャパン株式会社
 代表取締役社長 足立 正親

印紙税申告納
 付につき
 税務署承認済

第1条 (本約款の適用・保守サービス契約) この約款(以下「本約款」という)は、ご契約者(以下「甲」という)が所有あるいは使用する機械(以下「機械」という)について、甲とキヤノンマーケティングジャパン株式会社(以下「乙」という)との間で締結された保守サービス契約(以下「本契約」という)に共通に適用されます。

2) 本契約は、甲が乙に対して、「キヤノン保守サービス契約申込書」を提出し、乙が甲に対して、「キヤノン保守サービス契約確認書」を交付した場合に成立するものとします。なお、「キヤノン保守サービス契約申込書」と「キヤノン保守サービス契約確認書」に相違がある場合は、「キヤノン保守サービス契約確認書」の定めが優先するものとします。以下、「キヤノン保守サービス契約申込書」と「キヤノン保守サービス契約確認書」を総称して、「確認書面」といいます。

3) 確認書面の「対象対象機器・MEAP・付帯サービス等」欄に各種おまかせ料金が記載されたとしても、本約款の定めは適用されず、甲乙間で別途締結される「設定おまかせサポートサービス追加に関する契約書」の定めが適用されるものとします。

第2条 (メンテナンスギランティ) 「メンテナンスギランティ」とは、乙が第1条に基づき機械の感光体(ドラム) (以下「ドラム」という)を甲に貸与するとともに、機械が正常に稼動し得るようサービスエンジニアを派遣して機械の点検、整備、調整および、下記の保守サービス(以下「保守サービス」という)を甲に提供することをいいます。

- ①甲からの要請に基づく故障の修理
②前1号に基づく作業の実施する、乙が必要と認めた場合における部品およびドラムの交換作業
③機械に保存される設定情報(機器情報、アドレス情報およびアカウント情報をいう。以下同じ。)の復旧作業。但し、復旧作業の範囲は、甲が自己の責任と費用負担にて取得しているバックアップ・データからの復旧に限り、また、当該復旧作業は第1号に基づく作業の際に実施するものとします。

2) 前項のほか、乙は、機械の使用のために必要となる現像剤(以下「現像剤」という)およびトナー(以下「トナー」という)の供給をメンテナンスギランティの一部として行なうものとします。なお、現像剤およびトナー以外の用紙等の消耗品の供給については本契約の対象外事項とし甲は、かかる消耗品を自己の費用負担により別途購入するものとします。また前項第2号における部品およびドラムは、環境に配慮した再生部品/ドラムを使用する場合があります。

第3条 (サービス等の委託) 乙は、保守サービスならびに第7条第2項に基づくカウンター数値の確認業務その他本契約に基づく業務乙の指定するサービス実施店(以下「サービス実施店」という)に委託することができるものとします。なお、本契約締結時にサービス実施店を指定する場合には、その名称を確認書面に記載するものとします。

2) 乙は、本契約締結後、サービス実施店を変更または新たに指定する場合、その旨を甲に通知するものとします。

第4条 (サービス実施時間) 保守サービスの実施時間は、乙(乙が前条により保守サービスをサービス実施店に委託した場合は、当該サービス実施店)の営業時間内に限るものとします。但し、甲の要請により乙またはサービス実施店が上記時間外に保守サービスを実施した場合、乙またはサービス実施店は、第6条に定めるメンテナンスギランティ料金とは別に所定の料金を甲に請求することができるものとします。

第5条 (保守サービスの対象外事項) 下記の事由に起因する機械の故障に対する修理、点検、整備等については、保守サービスの対象外事項とします。なお、甲の要請に基づき乙またはサービス実施店がかかる故障につき、修理、点検、整備等を行なった場合、乙またはサービス実施店は、第6条に定めるメンテナンスギランティ料金とは別に所定の料金を甲に請求することができるものとします。

- ①取扱い上の不注意または誤用
②乙またはサービス実施店以外の者による改造、修理、分解、加工等
③火災、天災地変等の不可抗力その他乙またはサービス実施店の責に帰する事由
④乙またはサービス実施店以外の者による輸送または移動作業
⑤乙指定以外の部品、ドラム、現像剤もしくはトナーの使用または乙

- の定める規格に適合し、乙の使用
⑥通信回線の障害
⑦機械に接続されたコンピューター等に起因する事由
⑧機械とコンピューター等を接続するソフトウェアに起因する事由
⑨第2条第1項第3号に定める設定情報以外の情報・データ等に対する復旧作業
⑩あらゆる情報・データ等に対するバックアップ・データ復旧等の防衛処置

第6条 (MG料金) メンテナンスギランティ料金(以下「MG料金」という)は機械に応じてそれぞれ以下のとおりとします。なお、下記各号に記載される使用カウント数とは、機械によるコピー(プリントを含み、以下同様とする。)数量を機械付属のカウンターに基づき算出したものをいいます。但し、両面コピーの場合の使用カウント数については、1両面コピーで2カウントされるほか、コピーの種類等により1コピー当たりの使用カウント数が2カウント以上となる場合があります。また、本契約において適用される料金方式は、確認書面に定めるものとします。

①機種がC L C、i P R - C、i R - C、i R - A D V C等カラー対応機の場合 下記の合計料金方式、最低料金方式、基本料金方式のいずれかの料金方式が適用されるものとします。

- (a) 合算料金方式 下記のカウンター合計額とします。但し、1ヶ月の合計金額が確認書面記載の合算基本料金または合算ミニマム料金に達しない場合は、合算料金が適用されるものとします。
各カウンターについての使用カウント数に応じて算出する比例料金とし、確認書面の各カウンターに定めるものとします。

- (b) 最低料金方式 下記のカウンター合計額とします。なお、確認書面で1ヶ月基準値を定めるカウンターについて、1ヶ月間の使用カウント数が1ヶ月基準値に達しない場合、当該カウンター料金は確認書面記載の月間最低料金または最低枚数に通過通帳ごとに設定する単価を乗じた金額が適用されるものとします。
各カウンターについての使用カウント数に応じて算出する比例料金とし、確認書面の各カウンターに定めるものとします。

- (c) 基本料金方式 下記のカウンター合計額とします。なお、確認書面で基本カウント数を定めるカウンターについて、1ヶ月間の使用カウント数が基本カウント数に達しない場合、当該カウンター料金は、確認書面記載の基本料金が適用されるものとします。
各カウンターについての使用カウント数に応じて算出する比例料金とし、確認書面の各カウンターに定めるものとします。

カウンター料金
①: 1. カラーコピー ②: 2. カラープリント
③: 3. ブラック

- 2) 機械の設置場所が乙(乙が第3条により保守サービスをサービス実施店に委託した場合は、当該サービス実施店)の所在地から30kmまたは法定速度走行のサービスクーもしくは既存の交通機関を利用して1時間の範囲を超える場合のMG料金は、前項に基づき算出される金額に確認書面に定める遠隔地加工料金を加算した金額とします。
3) 甲は、第1項第1号に定めるいずれかの料金方式から他の一方の料金方式への変更を希望する場合、60日以上前に文書をもって乙に申請することにより、これを変更することができるものとします。
4) 乙は、甲に対し30日以上前に文書による通知を行なうことにより、MG料金を改定することができるものとします。

第7条 (MG料金の計算) MG料金は、カウンター数値の確認日(以下「確認日」という)から翌月の確認日までを1ヶ月として計算します。但し、確認書面において確認日を複数ヶ月毎と定めている場合には、確認日から確認書面に定める複数ヶ月後の確認日までをMG料金の計算期間とし、当該期間のMG料金をまとめて計算します。また、本契約の開始時において

は確認書面記載の契約開始日から、 認日まで、同終了時においては最終回の直前の確認日から最終回の確認日までの期間に応じ、乙所定の方法でMG料金を計算します。

- 2) 乙は、原則として確認書面に定める確認日に乙所定の方法でカウンター数値を確認し、前回の確認日におけるカウンター数値(初回分のMG料金の場合は確認書面記載の料金計算開始時のカウンター数値)に基づいて使用カウント数を算出し、MG料金を計算します。なお、甲は、乙の行なうカウンター数値の確認に協力するものとします。
3) 保守サービス実施の際のテストコピーにより加算されたカウント数については、乙は、これを使用カウント数算出の際に控除するものとします。
4) 甲における機械使用時に発生した画像不良、給紙不良等の不良コピーにより加算されたカウント数については、乙が甲からの申告に基づき当該不良コピーの内容を確認し乙の責任と認めた分につき、乙は、これを使用カウント数を算出する際に控除するものとします。
5) 同条第3項および第4項の定めにかかわらず確認書面にカウンター控除率の記載がある場合は、使用カウント数から、かかる使用カウント数に確認書面記載の控除率を乗じて得られるカウント数を不良コピー、テストコピー分として減算し、料金を計算します。

第8条 (延長期間中のMG料金) 第2条に基づき本契約の有効期間の延長回数が5回目以降の場合当該延長期間中におけるMG料金は、第6条の定めにかかわらず、同条に基づき算出された金額にその10%相当額を加算した金額とします。但し、機械につき、本契約締結前に当該本契約とは別の保守契約が締結されていた場合は、確認書面記載の最初の保守契約開始日から6ヶ月間を超えた月から加算するものとします。

第9条 (消費税等相当額の負担) 甲は、MG料金に対する消費税等相当額についても、これを負担するものとします。

第10条 (MG料金等の支払) 甲は、MG料金およびこれに対する消費税等相当額の合計額を確認書面に定める支払日までに甲預金口座からの自動口座振替または乙指定預金口座への振込により乙に支払うものとします。

- 第11条 (ドラムの貸与) 乙は、本契約締結時にドラムを機械に装着しこれを甲に貸与するものとします。なお、第2条第1項第2号に基づきドラムを交換する場合、乙は、新たに機械に装着するドラムを甲に貸与するものとします。
2) ドラムの所有権は、乙に帰属し、甲は、これを善良なる管理者の注意義務をもって管理し使用するものとします。なお、甲は、機械を使用する目的以外にドラムを使用してはならないものとします。
3) 乙は、保守サービスの実施によりドラムを交換した場合、旧ドラムを引き取ることができるものとします。
4) 乙は、本契約が終了した場合、機械に装着されているドラムを引き取ることができるものとします。

- 第12条 (現像剤等の取扱い) 甲は、乙から供給された現像剤およびトナーを乙の定めに従い保管し使用するものとします。なお、甲は、機械を使用する目的以外に現像剤およびトナーを使用してはならないものとします。
2) 乙から供給された現像剤またはトナーを甲において紛失または毀損等した場合、乙は、その実費相当額を甲に対して請求することができるものとします。
3) 乙は、保守サービスの実施にあたり、使用済現像剤および使用済トナーを無償で引き取ることができるものとします。
4) 乙は、本契約の終了時に甲において未使用の現像剤またはトナーがある場合、これらを引き取ることができるものとします。

第13条 (用紙等の規格) 甲は、機械の使用にあたりその品質維持のため、現像剤およびトナーについては乙が供給したものを使用し、用紙については乙の定める規格に適合するものを使用するものとします。

第14条 (設置場所) 甲は、機械を確認書面記載の設置場所において使用するものとし、当該設置場所の変更を希望する場合には、あらかじめ乙またはサービス実施店にその旨を通知するものとします。なお、機械の移動は甲の費用負担により行われるものとします。

第15条 (部品等の引き取り) 乙は、保守サービス実施時に交換した旧部品および使用済トナーを

無償で引き取ることができるものとします。

第16条 (不正使用の禁止) 甲は、機械を使用して「通貨及証券模造取締法」等の法律で禁止されているコピーをしてはならないものとします。また、甲は、乙を徹底するため、機械の管理者を選任し、その使用方法等に適切な管理を行なうものとします。

第17条 (免責) 乙およびサービス実施店は、保守サービス実施時における機械の使用停止により甲に生じた損害、ならびに機械の使用もしくは故障または機械に格納する記録媒体の不具合等により甲に生じた損害について、その責任を一切負わないものとします。

第18条 (譲渡禁止) 甲は、書面による乙の事前承諾がある場合を除き、保守サービス契約または本約款の定めに基づく権利または義務を第三者に譲渡してはならないものとします。

第19条 (報告) 甲は、その商号、名称、代表者、住所等に変更があった場合または合併、組織変更その他資産もしくは事業状態に著しい変動があった場合、速やかにこれを文書をもって乙に通知するものとします。
2) 甲より乙に対して商号(名称)、所在地(住所)の変更の通知がない場合、乙が本契約確認書面の記載に基づき甲に対して発送した郵便物は全て送達されるべきところに送達したものとみなします。

第20条 (秘密情報および個人情報の取り扱い) 乙は、保守サービスならびにカウンター数値の確認の実施に際して、客観的に秘密と判断できる方法で甲から適切に管理している甲の営業上・業務上の情報(以下「秘密情報」という)につき、甲より「秘密」である旨明示の上で開示または提供を受けた場合、当該秘密情報を保守サービスならびにカウンター数値の確認以外の目的に使用せず、また、第三者に開示、提供または漏洩しないための適切な措置をとるものとします。但し、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- ①公知の情報、または甲から開示又は提供を受けた後、乙の責に帰さないで公知となつた情報
②第三者に対する開示または提供について甲の承諾を得た情報
③正当な権限を有する第三者から入手した情報
④乙が独自に開発した情報
⑤甲が第三者に対して秘密保持義務を課すことなく開示している情報
⑥法令または監督官庁などから、開示を要求される情報
- 2) 乙は、保守サービスならびにカウンター数値の確認の実施に際して甲より開示または提供を受けた個人情報(特定の個人を識別できる情報をい、以下同様とします)を、前項の定めにかかわらず、保守サービス、カウンター数値の確認ならびに乙が取扱う各種商品・サービスのご案内以外の目的に使用せず、また、第三者に開示、提供または漏洩しないための適切な措置をとるものとします。
- 3) 乙は、前項に定める目的の全部または一部を業務委託先に対して委託する場合、本条に定める乙の義務と同等の秘密保持義務を課すことを条件として、秘密情報及び個人情報当該業務委託先(サービス実施店を含むが、これに限定されない)に対して預託し、使用させることができるものとします。

第21条 (契約の解除) 乙は、甲が次の各号の一つにでも該当した場合、何らの催告なく通知のみで本契約を解除することができるものとします。この場合、甲は、期限の利益を喪失し、本契約に基づき乙に対して負う債務全額を直ちに乙に支払うものとします。
①MG料金またはそれに対する消費税等相当額の支払を遅滞したとき
②盗用、破産申立の申請その他経営に重大な不況を生ずる法的手続が開始されたとき
③自ら搬出しもしくは引取られ手形または小切手の不渡処分を受ける等、支払停止状態に至つたとき
④本約款条項の一つにでも違反したとき

第22条 (有効期間)

本契約の契約期間は確認書面に記載のとおりとします。ただし、期間満了の60日前までに甲または乙から文書による別段の意思表示がない場合、本契約は同一条件で1ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とします。

2) 本契約の有効期間中に機械の廃棄、下取り処分その他乙の責によらざる事由の場合、本契約は、前項の定めにかかわらず、その時点で終了するものとします。

第23条 (中途解約)

甲および乙は、相手方に対して60日以上前に文書をもって通知することにより、本契約を中途解約することができるものとします。

2) 甲は、本契約有効期間中において、メンテナンスギャンランティ以外の乙所定保守サービス方式への変更を希望する場合、前項の定めにかかわらず、乙に対して30日以上前に文書をもって通知することにより本契約を中途解約し、当該保守サービス方式への変更を行なうことができるものとします。この場合、甲は、乙所定の契約変更手数料を乙に支払うものとします。

3) 確認書面に「対象機器部品供給期限」の記載がある場合、記載日の翌日以後、本契約の有効期間内であっても、乙が通知する終了日をもって本契約を中途解約することができるものとします。

4) 部品供給期限経過後、部品供給が困難になり、保守サービス等の継続が不可能となった場合、乙が通知する終了日をもって本契約を中途解約することができるものとします。

第24条 (反社会的勢力との取引等の禁止)

甲および乙は、自己(役員を含む)が反社会的勢力(暴力団を含む)これに限らず、また団体、個人を問わない)の關係者に該当しないことをここに表明するものとし、また、当該關係者と取引し、または交際しないことを約するものとします。

2) 甲および乙は、相手方が前項に違反し、またはそのおそれがある場合には、何らの催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。

第25条 (最終カウンター数値の確認)

甲は、本契約が終了した場合、乙の行なうカウンター数値の最終回の確認に異議なく協力するものとします。甲の責に帰すべき事由により乙がその最終確認をし得なかった場合、甲は、乙所定の計算方法により算出された金額を最終回のMG料金として直ちに乙に支払うものとします。

第26条 (特約事項)

確認書面に記載された特約事項は、本契約の一部として適用されます。ただし、特約事項と本契約の他の条項が相反する場合は、特約事項が優先して適用されるものとします。

第27条 (合意管轄裁判所)

本契約または本約款に関する訴訟については、訴訟に応じて乙の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とします。

第28条 (協議)

本約款に定めのない事項または本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ解決するものとします。

付属機器・MEAPに関する特約条項

確認書面に機械の付属機器・MEAP(以下「付属機器・MEAP」という)が記載されている場合においては、本約款のほか、以下の各条項が適用されるものとします。

第1条 (定義)

本特約条項において、次の各号に定める用語は、それぞれ該当各号に定める意味を有するものとします。

- ①「付属機器」とは機械に物理的・論理的に接続される本体とは異なる機械をいいます。
②「MEAP」とは機械に対して任意の機能追加を目的にインストールされるアプリケーションプログラムをいいます。

第2条 (付属機器の保守)

乙は、付属機器についても保守サービスを甲に提供するものとします。これに伴い、本約款に記載される「機械」の文言には付属機器を含むものとして本約款を解釈し、これを適用するものとします。

第3条 (MEAPの保守)

乙は、MEAPについて次の各号に定める保守サービスを甲に提供するものとします。

- ①本約款第2条の提供に伴い、必要となるMEAP稼働環境の復元作業
②①の提供を目的とする修復プログラムの適用作業。
③確認書面の付属品・MEAP欄に「MEAP窓口保守」が記載されている場合、甲は乙が開設する専用電話サポート窓口にて、MEAPまたは対象機械に関する操作の問合せ、障害発生時の通報連絡ができるものとします。尚、専用電話サポート窓口の連絡先および対応時間は、後日、乙より連絡するものとします。

第4条 (特定部品の交換)

付属機器の部品のうち乙が別途定める特定部品について、乙またはサービス実施店が甲の要請に基づきその交換を行なった場合、乙またはサービス実施店は、MG料金とは別にその特定部品代金を甲に請求することができるものとします。

第5条 (MG料金の加算)

本特約条項が適用される場合のMG料金は、本約款に基づき算出される金額に確認書面に記載される付属機器・MEAPの保守料金を加算した金額とします。なお、本約款第22条第1項に基づき本契約の有効期間が延長された場合においても、当該延長期間中における付属機器の保守料金については、本約款第8条に基づく料金の加算はなされないものとします。

ネットアイサービスに関する特約条項

甲および乙が合意することにより下記第1条に定める「ネットアイサービス」を提供する場合は本約款のほか、以下の各条項が適用されるものとします。

第1条 (定義)

以下において「ネットアイサービス」とは、第2項に定義するネットアイ機器を用いて、インターネット等を利用して機械の稼働状況等を把握するとともに、その点検を行なうことをいうものとします。「ネットアイサービス」の詳細は、乙が別途定める要領のとおりとします。

- 2) 以下において「ネットアイ機器」とは、機械に内蔵され、もしくは乙が甲に無償で貸与するネットアイ装置、その他の付属機器の総称をいうものとします。
3) 本約款において「自動検針」とは、本約款第7条第2項に定める積算カウンターの数値の確認を「ネットアイサービス」より行なうことをいうものとします。

第2条 (「ネットアイサービス」実施の合意)

甲および乙は、本約款第2条第1項所定の方法によるほか、「ネットアイサービス」により機械の稼働状況等を把握することについて合意します。

第3条 (「ネットアイ機器」の取扱い)

機械に内蔵され、もしくは乙が貸与する「ネットアイ機器」は、甲の使用しているインターネット等を利用して、甲の事業所内に設置された機械を乙の事業所と接続するものとします。

- 2) 「ネットアイ機器」の稼働に関連する電気代、通話費その他の費用は甲の負担とします。
3) 「ネットアイ機器」が故障した場合、乙は、これを無償にて修理または交換するものとします。但し、かかる故障が本約款第5条第1項各号に定める事由による場合は、その修理または交換に要する費用は甲の負担とします。
4) 甲は、「ネットアイ機器」(機械に内蔵されたものと、乙が貸与したものとを問わない)を、乙による「ネットアイサービス」の実施以外の目的に使用しないものとします。
5) 乙が貸与した「ネットアイ機器」である場合、当該「ネットアイ機器」の取扱いについては次の各号の定めが適用されるものとします。

①甲は、機械が設置された甲の事業所内に乙が「ネットアイ機器」を設置すること、ならびにかかる設置に関して乙に協力するものとします。

②乙が貸与した「ネットアイ機器」の所有権は乙に帰属し、甲は、これを善良なる管理者の注意義務をもって管理し、通常の用法に従い使用するものとします。

- ③本契約が解除、中途解約または、了により終了した場合、乙は、「ネットアイ機器」を直ちに引取ることができるものとし、甲は、かかる引取りに異議なく協力するものとします。
④前項に基づき乙により「ネットアイ機器」が引取られてから機械が通常稼働するまでに、機械を使用できないことに起因して甲が被った直接的または間接的な損害について、乙は、一切その責を負わないものとします。

第4条 (「ネットアイサービス」のセキュリティ)

「ネットアイ機器」は、甲と契約した機械とのみ通信を行い機械情報を収集します。甲の所有する情報(コピーやFAX、プリントのデータ等)は一切取得していません。甲と契約外の機械およびネットワーク上のデバイスとは一切通信していません。

- 2) 機械と「ネットアイ機器」との通信は乙独自の通信手順で行なわれ、他のシステムからの情報の解読や通信は不可能な仕様となります。
3) 「ネットアイ機器」に収集された情報は、インターネット等を介して乙のネットアイセンターに送られます。内容は甲の契約した機械の情報に限られており、他の情報はありません。
4) 専用機器の通信方式は電子メールまたはH T T P S 手順であり、前者は公開鍵方式の暗号化された添付文書により情報をネットアイセンターサーバーのみに送ります。P O P モードは使用しないため外部から情報を受け取ることはありません。また、後者は送信時の通信経路は暗号化されています。
5) 内蔵ボード機器の通信方式はH T T P S 手順であり、送信時の情報は暗号化されています。
6) サービスエンジニアは、「ネットアイ機器」を使用した上で、インターネットを介して乙指定のサーバーをH T T P S 手順にて閲覧参照する方式にて、機械の修理に必要な情報を取得します。

第5条 (MG料金の計算)

本約款第7条第2項に定める積算カウンター数値の確認は、原則として「自動検針」により行なうものとします。

- 2) 本約款第7条第3項および第4項の定めにかかわらず、「自動検針」により積算カウンター数値を確認する場合には、前項より確認されたカウンター数値から前回数値を差し引いて得られる使用カウント数から、かかる使用カウント数に確認書面の基準に従い料金を乗じて得られるカウント数を不良コピー、テストコピー分として減算し、MG料金を計算します。

第6条 (免責)

何らかの事由により「ネットアイサービス」の実施が不能となった場合であっても、機械が正常に稼働している限り、乙は、甲に対して一切その責を負わないものとします。

- 2) 乙は、甲が使用するインターネット等に起因して、または甲が当該インターネット等を変更したこと、その他何らかの事由により甲のネットワークに障害が発生したことに起因して甲に生じた損害もしくは不利益等について、一切責任を負わないものとします。なお、甲は、当該インターネット等を変更する場合は、事前に乙に通知するものとします。

以上



領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(自民党兵庫)
(風早 ひさお)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
14	本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである 5-04-24 (キヤノン) 自払 12,148	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
		備考 コピー機使用料(3月分)

ご請求書 (お引落のお知らせ)

兵庫県議会議員 風早寿郎 御中



2023年03月16日

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。
お引落日：2023年04月24日
お引落口座：[Redacted]

お客様番号	: BG0868-0005-01
請求書No.	: 73093680
締日	: 2023年03月分
ご請求額 (税込)	: ¥12,148-

契約書No. K210364965	設置先名 兵庫県議会議員 風早寿郎	請求期間 2023/02/15~2023/03/15	伝票No. KE000122920816
製品名 IR-ADVC3830F	シリアルNo. 4BS02317		
	今回値 前回値	控除数	ご使用数
1 カラーコピー	234 172	0	62
2 カラープリント	1,721 1,375	3	343
3 ブラック	20,268 13,204	70	6,994
品名	カウンター保守料金		
1 カラーコピー		1 ~	数量・月数 62 単価 10.00 金額 620
2 カラープリント		1 ~	343 10.00 3,430
3 ブラック		1 ~	6,994 1.00 6,994

(ミニマム 100かけ/月含む)

<各種サービス料金合計>

料金合計 (税抜)	11,044
(10%対象)	11,044
消費税等	1,104
ご請求額合計	12,148

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

(風早 ひさお)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
15	本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率
		備考 政務活動補助職員人件費(3月分)

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書							
3 月分		氏 名					
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)	
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	水						
2	木	10:00	15:00	0:30	4:30		
3	金						
4	土						
5	日						
6	月	10:00	17:00	0:30	6:30		
7	火						
8	水	9:00	17:00	1:00	7:00		
9	木						
10	金	14:00	17:00		3:00		
11	土						
12	日	11:00	16:00		5:00		
13	月	14:00	17:00		3:00		
14	火	9:00	17:00	1:00	7:00		
15	水	9:00	17:00	1:00	7:00		
16	木	9:00	17:00	1:00	7:00		
17	金	14:00	17:00		3:00		
18	土						
19	日						
20	月	9:00	17:00	1:00	7:00		
21	火	9:00	17:00	1:00	7:00		
22	水						
23	木	9:00	17:00	1:00	7:00		
24	金	9:00	17:00	1:00	7:00		
25	土						
26	日	9:00	17:00	1:00	7:00		
27	月	9:00	17:00	0:30	7:00		
28	火						
29	水						
30	木	9:00	17:00	1:00	7:00		
31	金	8:00	14:00		6:00		
計					(A)		

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 風早寿郎 (印)

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [108時間 分] × 単価[1,000円] = 108,000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 交通費等 支給額 = 4,000 円(D)

④ 総支給額 (B)+(C)+(D) = 112,000 円(E)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(E) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 112,000 円(F)

左記金額を確かに領収致しました。
令和5年4月 12日

金 112,000 円(F)

住所 []
氏名 []


【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E)[112,000 円] × 案分率[50%] = 56,000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額[円] × 案分率[%] = 円(H)

○ 政務活動費充当額の計 (G)+(H) = 56,000 円

雇用契約書

ふりがな	
氏名	
現住所	

下記の条件で契約します

雇用期間	期間の定め：なし <input checked="" type="radio"/> あり (令和4年9月1日～令和5年4月30日) ※試用期間を3ヶ月とする
雇用形態	正規職員・パートタイム・その他 <input checked="" type="radio"/> パートタイム
就業場所	兵庫県宝塚市伊子志4-1-1 北極ビル2階 風早ひさお事務所
仕事内容	政務活動補助 及び 関係書類の作成
就業時間	1 週2日(月、木を基本とする) 2 始業(午前10時00分) 終業(午後3時00分)
休日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏季休暇、その他()
賃金	1 基本賃金 ①時間給(1,000円) 2 諸手当：なし・あり ①(交通費 手当 500円/日)
退職に関する事項	1 定年制 <input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり 継続雇用制度：なし <input checked="" type="radio"/> あり 自己都合退職の手続(退職する30日以上前に届け出る事)
その他	1 雇用保険の適用 <input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり 2 その他：()

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和4年 9月 1日

雇用者 兵庫県議会議員

風 早 寿 郎



被雇用者



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(自民党兵庫)
(風早 ひさお)

整理 番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費
16	本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである 16,659円 △726円(付属品) △2,700円(本人端末代) △3,360円(端末代) =9,873円×25%=2,468円(使用料部分の充当額) + 520 (端末割代金) ----- 2,988	共通案分率 % それ以外の案分 -% 案分の説明 別紙参照
		備考 携帯電話使用料(端末代10万円以上)

ご利用料金内訳明細書

お客さまのご請求締日は毎月末日になります。

お客さまご契約数

3件 発行日 2023年 3月 11日

電話番号(お客さま番号等)	料 金 内 訳	内 訳 金 額 (円)	税区分
	手数料 請求書発行手数料	200	10%
	小計	200	
	* * ご契約期間 4年 6ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン(音声) [2月 1日~ 2月 28日]	980	10%
	通話料 基本プラン(音声)	62,980	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-62,980	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分(SMS)	-30	10%
	定額料 データプランメリハリ無制限	5,600	10%
	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
	通信料 データ通信@0円 1282774Pkt	0	10%
	通信料 データ通信(4G LTE/5G)@0円 63217671Pkt (通信量合計 64500445Pkt [7.69GB])	0	10%
	通信料 メール(SMS)	30	10%
	通信料 メール(SMS)(YM/他社宛)	54	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット(i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット(i) 無料特典(467円×100%)	-467	10%
	月額料 テザリングオプション	500	10%
	無料 テザリングオプション無料特典	-500	10%
	月額料 iPhoneセキュリティパック	500	10%
	割引 おうち割 でんきセット	-50	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	小計	8,612	
021-4241-1916	* * ご契約電話番号 [] * *		
	月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services	890	10%
	端末代 分割支払金/賦払金	2,700	対象外
	小計	3,590	
021-4935-3404	* * 移動機物品販売ご購入分 * *		
	小計	3,360	
	合計	15,762	
	(内課税対象額 10%)	8,976	
	(内課税対象額 計)	8,976	
	消費税等 10%	897	
	消費税等 計	897	
	0 ご請求金額	16,659	
	(税込金額 計 10%)	9,873	
	(課税対象外 計)	6,786	

カードご利用代金明細書

2023年 5月15日 現在 1/3

風早 寿郎 様

株式会社ジェーシービー

〒689-1111 鳥取県鳥取市若葉台北6-1-1
JCB鳥取ソリューションセンター
関東財務局長 (14) 第00183号

カード名称	JAL・JCBカード
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	
今回のお支払日	2023年4月10日(月)
今回のお支払金額合計	18 口 151,309 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細		今回のお支払明細		摘要	備考
		ご利用金額 (円)	支払今回 区分回数	訂正 サイン	お支払金額 (円)		
	JAL・JCBカード 風早 寿郎 様						
	<<ショッピング取組(国内)>>						
0 2023/02/28	ソフトバンクM	16,659	1回		16,659		

●事務の都合上、ご利用分の請求月が遅れる場合があります●ご利用日:加盟店利用日ではなくJCB代理店での伝票取扱日等を表示する場合があります●金額欄の“-”は減額分●備考:ネット対象の利用に*印●QUICPayIDの上4桁「0100」は非表示●法人カードの下4桁は「1***」と表示され、実際のカード番号とは異なります●支払区分:1回=ショッピング1回払い、2回=ショッピング2回払い、*1=ネット1回払い、*2=ネット2回払い、3~24=ショッピング分割払いの回数、S1=ショッピングステップ払い、C1=キャッシングリボ払い、C1=キャッシング1回払い、海C=海外キャッシング1回払い●今回回数:何回目のお支払いかを表示

風早ひさお議員 10万円以上の端末購入代金充当額

端末代 ①	129,600
みなし購入価格 ②	99,999
端末代に対するみなし購入価格の割合(②÷①) ③	77%
案分率 ④	25%
充当総額(②×④) ⑤	24,999

※端数は1回目充当額で調整

支払回数	分割代金 ⑥	端末代充当額 (分割代金⑥×案分率④×みなし価格割合③)
1	2,700	559
2	2,700	520
3	2,700	520
4	2,700	520
5	2,700	520
6	2,700	520
7	2,700	520
8	2,700	520
9	2,700	520
10	2,700	520
11	2,700	520
12	2,700	520
13	2,700	520
14	2,700	520
15	2,700	520
16	2,700	520
17	2,700	520
18	2,700	520
19	2,700	520
20	2,700	520
21	2,700	520
22	2,700	520
23	2,700	520
24	2,700	520


支払回数	分割代金 ⑥	端末代充当額 (分割代金⑥×案分率④×みなし価格割合③)
25	2,700	520
26	2,700	520
27	2,700	520
28	2,700	520
29	2,700	520
30	2,700	520
31	2,700	520
32	2,700	520
33	2,700	520
34	2,700	520
35	2,700	520
36	2,700	520
37	2,700	520
38	2,700	520
39	2,700	520
40	2,700	520
41	2,700	520
42	2,700	520
43	2,700	520
44	2,700	520
45	2,700	520
46	2,700	520
47	2,700	520
48	2,700	520
合計	129,600	24,999

今月の携帯電話使用料充当額

支出内容	支出額	案分率	充当額
携帯電話使用料 (端末代金・対象外経費除く)	9,873	25%	2,468
端末分割代金	2,700		520
合計	12,573		2,988

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(自民党兵庫)
(風早 ひさお)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
17	<p>本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである</p> <p>政府による燃料油激変緩和補助金が 発動された場合、本価格に含まれます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">  印紙税申告納 付につき東淀川 納品書(領収書) 税務署承認済 </div> <p style="text-align: right;">352656</p> <p>ENEOSセルフ宝塚 TEL 0797-88-4333 エネクスフリート株式会社 大阪府大阪市淀川区西宮原2-1-3 TEL 0797-88-4333</p> <hr/> <p>売上 2023年 4月11日 10:02 上 様 手 現金フリー 00-352656-90001-0001-9</p> <p>レギュラーガソリン P- 9(内) 20.15 L @163.0 3284円 01200.00 (内、LINE割引 -@3.0 -61円)</p> <hr/> <p>合計 3,284円 (内、消費税等(10.00%) 299円) 預り金 10,000円 金引金 6,716円</p> <hr/> <p>伝No: 13201 担当 XXXXXXXXXX</p> <p>※本書保管上のお願い 財布・手帳等にはさんで保管頂く場 合は、印刷面を内側に折り保管をお 願いいたします。</p> <p>弊社へのお問い合わせは下記まで KF-MASTER@enefile.com</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><金引金預り券></p> <p>釣銭のお受け取りまたは入金紙幣の払い 戻しは、「自動精算機」にてお願いしま す。</p> <hr/> <p>2023年 4月11日 10:02 レ-No. 03 お預り金額 ￥10,000 お買上金額 ￥3,284 釣銭金額 ￥6,716</p>	<p>共通案分率 50%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明</p> <p>案分率</p> <p>ガソリン代</p> <p>備考</p>




領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

(風早 ひさお)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
18	<p>本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである</p> <p>政府による燃料油激変緩和補助金が 発動された場合、本価格に含まれます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">  印成税申告納 付につぎ東淀川 納品書(領収書) 税務署承認済 </div> <p>ENEOSセルフ宝塚 TEL 0797-88-4333 エネクスフリート株式会社 大阪府大阪市淀川区西宮原2-1-3 TEL 0797-88-4333</p> <p>売上 2023年 4月16日 08:39 機 手 現金フリー 00-352656-90001-0001-9</p> <p>レギュラーガソリン P-3(内) 17.61 L @158.0 2782円 01200.00 (内、LINE割引 -@3.0 -53円)</p> <p>合計 2,782円< (内、消費税等(10.00%) 253円) 予買り金 10,000円 金引金 7,218円</p> <p>伝No: 14258 担当: XXXXXXXXXX</p> <p>※本書保管上のお願ひ 財布・手帳等にはさんで保管頂く場 合は、印刷面を内側に折り保管をお 願ひいたします。</p> <p>弊社へのお問い合わせは下記まで KF-MASTER@enefle.com</p> <p style="text-align: center;"><金引金予買り券></p> <p>約銭のお受け取りまたは入金紙幣の払い 戻しは、「自動精算機」にてお願いしま す。</p> <p>~~~~~ 2023年 4月16日 08:39 レ-No. 01 お預り金額 ￥10,000 お買上金額 ￥2,782 約銭金額 ￥7,218</p>	<p>共通案分率 50%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明</p> <p>案分率</p> <p>備考</p> <p>ガソリン代</p>

預り番号 056-0053




領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

(風早 ひさお)

整理 番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
19	<p>本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである</p> <p>政府による燃料油激変緩和補助金が発動された場合、本価格に含まれます。</p>  <p>http://www.eneosfleet.com</p> <p>納品書(領収書)</p> <p>ENEOSセルフ宝塚 TEL 0797-88-4333 エネクスフリー株式会社 大阪府大阪市淀川区西宮原2-1-3 TEL 0797-88-4333</p> <p>売上 2023年 4月21日 09:24 上 機 手 現金フリー 00-352656-90001-0001-9</p> <p>レギュラーガソリン P-6(内) 18.81L @158.0 2972円 01200.00 (内、LINE割引 -83.0 -56円)</p> <p>合計 2,972円 (内、消費税等(10.00%) 270円) 預り金 10,000円 釣銭 7,028円</p> <p>伝No: 15353 担当: [REDACTED]</p> <p>※本書保管上のお願 財布・手帳等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。</p> <p>弊社へのお問い合わせは下記まで KF-MASTER@enefile.com</p> <p><釣銭預り券></p> <p>釣銭のお受け取りまたは入金紙幣の払い戻しは、「自動精算機」にてお願いいたします。</p> <p>2023年 4月21日 09:24 レ-No. 02 お預り金額 ￥10,000 お買上金額 ￥2,972 釣銭金額 ￥7,028</p> <p>預り番号 913-0585</p>	<p>共通案分率 50%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明</p> <p>案分率</p> <p>ガソリン代</p> <p>備考</p>




領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党兵庫)

(風早 ひさお)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
20	<p>本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである</p> <p>政府による燃料油激変緩和補助金が発動された場合、本価格に含まれます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">  印紙税申告納 付につき東淀川 税務署承認済 </div> <p>納品書(領収書) 352656</p> <p>ENEOSセルフ宝塚 TEL 0797-88-4333 エネクスフリー株式会社 大阪府大阪市淀川区西宮原2-1-3 TEL 0797-88-4333</p> <p>売上 2023年 4月25日 14:55 上 様 手 現金フリー 00-352656-90001-0001-9</p> <p>レギュラーガソリン P-18(内) 17.05L 0163.0 2779円 01200.00 (内、LINE割引 -03.0 -51円)</p> <p>合計 2,779円 (内、消費税等(10.00%) 253円) 予買り金 5,000円 金引き差 2,221円</p> <p>伝No: 16552 担当: XXXXXXXXXX</p> <p>※本書保管上のお願い 財布・手帳等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。</p> <p>弊社へのお問い合わせは下記まで KF-MASTER@enefile.com</p> <p><金引き差予買り券></p> <p>約銭のお受け取りまたは入金紙幣の払い戻しは、「自動精算機」にてお願いいたします。</p> <p>~~~~~</p> <p>2023年 4月25日 14:55 レシートNo. 06 お預り金額 ￥5,000 お買上金額 ￥2,779 約銭金額 ￥2,221</p>	<p>共通案分率 50%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明</p> <p>案分率</p> <p>備考</p> <p>ガソリン代</p>

預り番号 498-1509



領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(自民党兵庫)
(風早 ひさお)

整理番号	使 途 項 目									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費									
21	本領収書は、県議会議員風早 ひさお宛のものである	共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明								
		新聞購読料(朝日新聞) (4月分)								
<table border="1"> <tr> <td>支店 区域</td> <td>読者番号</td> <td>年月分</td> <td rowspan="2"> ASA 領収証 No. 12 </td> </tr> <tr> <td>04 13</td> <td>660581</td> <td>23 4</td> </tr> </table>			支店 区域	読者番号	年月分	ASA 領収証 No. 12	04 13	660581	23 4	
支店 区域	読者番号	年月分	ASA 領収証 No. 12							
04 13	660581	23 4								
<p style="text-align: center;">風早 寿郎 様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄 名</th> <th>部数</th> <th>金 額</th> <th>合計金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>*朝 日 新 聞</td> <td>1</td> <td>4,400</td> <td>4,400</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(消費税込) 上記金額を領収しました。</p> <p>朝日新聞サービスアンカー 株式会社内田新聞舗 〒655-0867 宝塚市売布東の町12-3 電話 0797-86-0621</p> <p>*軽減税率対象品目(内:消費税) お支払は口座振替またはクレジット払いが 8%対象 4,400円 (325円) 便利です。お問い合わせは販売店まで</p> <p>再度ありがとうございます。この領収証以外は使用してありません。</p> <p style="text-align: right;">R5.4.27 精算</p>			銘 柄 名	部数	金 額	合計金額(円)	*朝 日 新 聞	1	4,400	4,400
銘 柄 名	部数	金 額	合計金額(円)							
*朝 日 新 聞	1	4,400	4,400							